

NTT経営形態論争の政治的側面

——日本の電気通信産業の構造をめぐる15年——

大 塚 英 作

1. はじめに

本稿の目的は、日本電信電話株式会社が誕生して以来今日まで続けられてきた、同社の分離・分割をめぐる論争の政治的な側面を考察することにある。

日本電信電話株式会社（以下、NTT）の前身である日本電信電話公社（以下、電電公社）が、公営企業という非効率的な経営形態を厳しく批判され、臨時行政調査会（いわゆる土光臨調）によりその民営化が決定されてから、15年が経とうとしている。この間、新しい電気通信事業者の参入による競争や、それにともなってこの分野における規制緩和がすすんだこともあり、確かに日本の電気通信環境は飛躍的に向上した。しかし、この分野で先頭を行くアメリカと比べると、電話料金をはじめ、EDIやインターネットの普及状況、先進的情報通信技術の開発など、まだまだ改善すべき点が多いと言わざるをえない。

一方電気通信事業は、電話が国民生活に密着した必需品となっているばかりでなく、実現しつつある高度情報化社会の基盤をなす意味からも、社会・経済全般に影響を及ぼす重要分野である。「NTTの分離・分割」という、一民間企業の経営形態をめぐる論争が、官民及び国民各層を巻き込む形でこの15年間激しく戦わされてきたのはまさにこのためであり、現状におい

ては、NTTが日本の電気通信事業を支えていることを考えれば、NTTのあり方を問わずして、日本の電気通信事業の将来像を描くことはできないのである。

国家的大論争となったこの問題をめぐる経緯は、単に効率的な企業形態のあり方という経済学上の問題を超えて、規制緩和をはじめ、競争政策、政策決定プロセス、産官学共同、圧力団体、労働組合運動等々、現代日本のかかえる様々な重要課題を考えていく上で、貴重な示唆を含んだケースとなっている。本稿では、そのような観点から、NTTの分離・分割をめぐる15年にわたり繰り広げられた多様な動きを振り返りつつ、その意味について考究しようとするものである。NTTのあるべき姿や電気通信産業の規制緩和など、戦わされてきた議論についての経済学的分析はそれ自体興味深い重要テーマであるが、これについては改めて考察する機会を持つこととしたい。

以下、まず第2章では、NTTの分離・分割論争の経緯を概観し、その後の章で、

- (1) NTTの労働組合である全国電気通信労働組合（以下、全電通）の活動
- (2) 激しい利害対立に翻弄される経済界
- (3) 権限が複雑に入り組む行政機関
- (4) 民間研究団体、学者、研究者の活動
- (5) 分割論がNTTの株価に与えた影響
- (6) 言論界の論調（資料5）

といったテーマについて詳細な検討を行う。

本論文を理解するにあたっては、NTTの分離・分割の必要性を打ち出した電気通信審議会および行政改革委員会の答申に対するある程度の知識を持っていることが望ましいので、大部ではあるが、資料1～3として、これら政策提言機関の答申の抜粋を文末に収録した。適宜参照して頂きたい。また、これら答申や報告書はインターネット上で公開されており、そのURLも当該資料に掲載したので、さらに詳しく内容を知りたい場合には、そちらを参照願いたい。

なお、本論文で言及された事実関係や各種報告書については、パソコン通信上の朝日新聞記事検索サービスや関係省庁、団体のホームページ上で公開されている情報に多く拠っており、ネットワーク無しには、この研究を短期間に行い得ることはできなかったことを付記しておきたい¹。

2. NTT分離・分割をめぐる経緯

ことの発端は、

82年7月 第二臨時行政調査会が、第3次答申で「日本電信電話公社は、5年以内に、基幹回線部分を運営する会社と地方の電話サービス等を運営する複数の会社とに再編成する」ことを提言

したことにある。この電電公社民営化の決定を受けて、

84年12月 電電公社の民営化に関する日本電信電話株式会社法（会社法またはNTT法とも呼ばれる）、および電気通信事業法（事業法）が成立。

85年4月 電電公社民営化に伴い、従業員数31万人の日本電信電話株式会社（NTT）が発足するとともに、通信の自由化が実施され、新電電

（NCC）と呼ばれる一群の電気通信事業者が、新たに電気通信市場に参入し、サービスを提供することが可能になった。

この会社法の附則には、
（会社の在り方の検討）

第二条

政府は、会社の成立の日から五年以内に、この法律の施行の状況及びこの法律の施行後の諸事情の変化等を勘案して会社の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

旨の定めがあり、これが90年度に予定されたNTTの経営形態見直しの法的な根拠となったのである。

86年10月 NTT株の売却が始まる。

第4章で見るように、最初の売り出し分20万株については入札制とし、その加重平均値119万7千円を売り出し価格と定め、第1次一般売り出しが実施された。翌

87年2月 東京株式市場にNTT株が上場され、

4月 318万円という高値をつけた

が、その後88年中頃までは一進一退の動きを見せた後、92年まで一貫して下げ続ける事になる。このNTT株価の暴落という事態が、NTTの経営形態見直しにも大きな影響を与えることになった。

会社法に規定のあるNTTの経営形態見直しを目前に控えた

88年6月 郵政省の通信白書がNTT分割の必要性を指摘した。

これ以降、会社法に規定されたNTTの経営形態見直しに抵抗する動きが活発化するが、まずその手始めとして、

88年7月 全電通（山岸章委員長、26万人）の第42回定期大会で、分割阻止と官民合わせた労働界の再編・統一の推進などを盛り込んだ運動方針を決定

¹本研究が横浜国立大学経営学会研究プロジェクトからの資金援助を頂いたことに謝意を表したい。

した。しかし、

89年1月 リクルートの回線リセール事業をめぐり、いわゆるリクルート疑惑が表面化、

3月 真藤前 NTT 会長が逮捕されるにいたり、NTT 分割論がにわかに活気付く。また、NTT が管理職から寄付を募り、政治献金等の政治活動資金作りをしていたことなども明るみに出て、NTT に対し社会的な批判が集中することになる。このように NTT 自体が政治的な動きをするには難しい状況が生まれる一方で、全電通はこの後、3章で見るとような分割反対に向けた強力な政治活動を展開するのである。これと呼応するように、

9月 公正取引委員会の研究会（情報通信分野競争政策研究会）が、分割反対の見解を示し、

12月 経団連も NTT ファミリー企業の圧力を受け、分割先送りを提言した。

また、

89年7月 全電通、旧連合の強力なバックアップの下、参院選で野党が勝利。山岸章委員長は「これで分割は勝負がついた」と発言する。

11月 日本労働組合総連合会（「連合」）が発足し、山岸全電通委員長が初代会長に就任する。

など、官民両分野でも、労使手を携えた分離・分割反対運動が功を奏し、この間、

10月 電気通信審議会が NTT の経営形態に関する中間答申で地域分割を求めた

にもかかわらず、

90年3月 電気通信審議会の最終答申が、地域分割案を撤回し、市内外事業の分離案に後退した。さらに、自民党、大蔵省、郵政省3者が、NTT の経営形態見直しを95年度に行うことで合意するに至った。

このように政府が、臨調による NTT 分離・分割の方針と会社法による NTT の経営形態見直し規定に反して、この問題の解決を5年間先送りしたことにより、反対運動は第2段階を迎える。これは、55年体制の崩壊と非自民政権の誕生という政界における一大事件に繋がって行くのであるが、これについては3.1節で詳しく見ていくことにする。

94年10月 長距離系 NCC 3社が、新規サービスをめぐり、NTT に対する接続命令を郵政大臣に申し立てた。

目前に再び経営形態の見直しを控えた94年秋、長距離系 NCC が、企業向けの新規サービスを開始するに当り、NTT が接続を拒否、あるいは料金引き下げに応じないなど接続に消極的な態度を取り続けたため、NCC 各社は、「当事者から申し立てがあった場合、郵政相は、公共の利益を増進するために、必要で適切と認めるときは、(回線) 接続を命令できる」とする電気通信事業法三九条に基づき、郵政大臣に対して接続命令を求める申し立てを相次いで行った。これは NTT の不公正な取引実態を浮かび上がらせることとなり、NTT の企業構造の問題点を改めて認識させる結果となった。この後、NTT 自身も、このような対応が自らの立場を危うくすることに気付き、

95年9月 NTT の加入者線を、NCC 各社に有償開放する方針を明らかにした。

以下は、12月合意にいたるまでの、95年度見直しをめぐる経過である。

95年5月 大出俊郵政相（社会党）が NTT のあり方の検討を電通審に諮問。「NTT 特別部会」が発足。NTT の経営形態の見直し論議を再開。

9月 特別部会で関係者ヒアリング開始。米 AT&T が通信機器の製造・開発部門などを切り離す「3分割」を決定。NTT 児島社長が講演会で NTT の地域通信網の開放を打

- ち出す。
- 10月 郵政省局長の私的研究会「将来像研究会」が、分離分割が好ましいとする報告書を公表。一方、学識経験者でつくる情報通信政策研究会（世話人・公文俊平国際大学教授）が「分割より規制緩和」を提言。NTTが長距離3社との接続料金を初めて引き下げること決定、各社とも長距離電話料の値下げ方針を打ち出す。
- 11月 公正取引委員会の情報通信分野競争政策研究会が、分割より規制緩和に重点を置く報告書を公表しようとしたが、土壇場で事務局の介入により方針を転換し、規制緩和とともに、「NTTを複数の会社に分離分割する方策も有効な手段」であるとした報告書を発表した。
- 12月 行政改革委員会規制緩和小委員会が「規制緩和」と「NTTの分割」をワンセットで進めるべきだとの報告書を首相に提出。
- 96年1月 経団連が情報通信市場のあり方に関する見解を公表。NTT分離分割については意見が対立し、まとまらないまま終わる。第1次橋本内閣が発足。日野市朗郵政相（社民党）は分離分割問題の先延ばしの可能性を示唆。
- 2月 電通審が「NTTの長距離分離、地域2分割」を答申。（資料3参照）これと同時に、規制緩和をはじめ、接続の法制化、KDDの国内通信参入、NTT長距離の国際進出なども同答申に盛り込まれた。一方、米国では「地域と長距離、ケーブルテレビの垣根の撤廃」などの通信改革法が成立。

- 3月 政府・連立与党が調整不足を理由に「次期通常国会までに結論を得る」と先送りを決定。接続のルール化や規制緩和は先行実施されることになる。
- 9月 郵政省とNTTによる水面下の調整再開
- 12月 純粋持ち株会社方式による分離・分割で、郵政省とNTTが合意にいたる。（資料1参照）

3. NTT分離・分割論争の政治的側面

NTTの経営形態をめぐる様々な団体・個人の動きを見て感じるのは、全国津々浦々に20万人あまりの従業員を配置する日本最大の独占企業NTT及びその傘下の労働組合全電通の政治力の大きさである。82年の第二臨時行政調査会答申から96年末の分離・分割決定までの15年間は、結局のところ、日本の通信市場にアメリカ的な競争構造を導入しようとする郵政省と、経営および組織の一体性を死守しようとするNTTと全電通、および権限拡大を意図する関係省庁の政治闘争の歴史にほかならない。90年代前半に起こった55年体制崩壊という日本の政治変動も、全電通による分割阻止の政治行動のひとつと見ることさえできるほどである。

NTTの経営形態をめぐる議論の中には、通信市場に関する理解を深め、その後の政策策定の適正化に大きな役割を果たしたものもあるが、為にする議論も少なくない。それらの議論の評価は別稿に譲ることにして、本章ではNTTの分離・分割をめぐる関係者の動きに焦点を絞って見ていくことにしよう。

3.1. 全電通の活動

3.1.1. 全電通の政治活動

NTTの企業労働組合である全電通は、物分りの良い労働組合として知られており、82年の民営化にも非常に協力的であったといわれる。また、「効率化」、「合理化」にも積極的な姿勢

を取っており、この立場から経営上の問題にも発言してきた。例えば、事業部制導入に先立つ85年8月には、経営組織改革に対する「意見書」を経営陣に提出したが、その9割は認められたとしている[2]。また86年9月には、電話料金引き下げが組合員の待遇に悪影響を及ぼすことを懸念して、「電話料金問題についての発言は慎重にすべきだ」と経営側に申し入れるなど、組織第一（以下で見るように決して組合員第一ではない）、利用者軽視の姿勢を取っていることも銘記したい。また、いわゆるリクルート疑惑でNTT本体の政治活動が社会的に非難されて以来、全電通はNTT本社の代理人としての役割も引き受けて、政治的取引の中心的プレーヤーとなっていく。

以下、そのような全電通が、組織防衛のためどのような運動を展開してきたか、時系列的に検証しておくこととする。

87年7月：全電通第41回定期全国大会で、山岸委員長は今秋発足する全民労連（旧「連合」）に積極的に参加する方針を表明し、2年後の1989年11月に計画されている官民統一のナショナルセンター「連合」の設立が実現した段階で、総評を脱退するとの方針を明らかにした。

88年7月：山岸章委員長の下、第42回全電通定期大会を開催、NTTの分割阻止に向けて、官民合わせた労働界の再編・統一の推進、「反自民・反日共」の枠内での政治勢力結集などを盛り込んだ1988-89年度中期運動方針を確認した。また、総評は翌年11月の「連合」結成に向けて、組織の解散を決定した。

88年11月：総評は、新行革審の「公的規制の在り方に関する小委員会」が決めた規制緩和についての報告に対する見解の中で、NTTの在り方の見直しが分割を示唆するものであれば容認できないと批判した。

この頃、全電通は、分割すると市内料金を上

げざるを得ない地域が出てくるなどとして、分割反対決議を地方議会に働きかけを始めている。NTT本体も、リクルート事件に関し前会長が辞任した直後、歩調を合わせるように制度対策委員会を発足させた。

89年8月：7月の参院選に野党が勝利した直後、山岸章委員長は「これで分割は勝負がついた。今度は、事業分離の阻止だ」、「4党はオレに続いて分離絶対反対を言うことになる。これは戦略的に大きな意味をもつ」と語ったといわれる。（朝日新聞89.08.14, 朝刊9頁）また、8月に開かれた全電通の第43回定期全国大会では、土井たか子社会党委員長をはじめ野党4党の党首クラスを前に山岸章委員長は、衆院選でも、参院選同様に「連合」選挙を推進することが必要だとの考えを示し、次の総選挙で、社会、公明、民社、社民連の各党が選挙協力を結ぶ「連合」候補の擁立に積極的な考えを表明した。このほか、（1）保守系リベラル派も国民連合政権のパートナーに考えてはどうか（2）NTTの分割阻止から事業分離反対に力点を移す、などの考えも示した。

7月の参院選で全日本民間労働組合連合会（旧「連合」）は独自の確認団体「連合の会」をつくり、社会、公明、民社、社民連4党のすべてあるいは一部の推薦を得て12選挙区に候補を擁立し、11人が当選した。これにより「連合」の政治力の大きさが証明されたわけで、その後の政界再編に「連合」が中心的な役割を果たすことになった。

89年9月：全電通近畿地本（柴田範幸委員長、約4万人）の第40回定期大会において、「分割・分離の攻撃を跳ね返し、真のゆとりを創造していく」と柴田委員長があいさつした。さらに総選挙について、大阪、兵庫の3～4の選挙区で連合候補の擁立が可能であり、積

極的に推進する考えを述べた。

89年10月：電気通信審議会の中間答申について、山岸章委員長は記者会見で、「郵政相の諮問機関にすぎない審議会が、労使関係に不当に介入し、NTTの自主性を否定し、経営自主性の尊重などをうたった国会決議を上回る振る舞いをする事は許せない。社会、公明、民社、社民連の4党などと連携し、分離・分割反対の運動を強力に推進する」と語った。

これに呼応するように社会党は同日、「郵政省と同審議会が見直しの最終結論を分割に求めようとする姿勢に反対する。NTTは全国ネットワークを一元的に維持し、全国公平な電話サービスの提供に努めるべきだ」との談話を発表している。また、NTTの山口開生社長は26日、滞在先のロンドンで在英日本人記者と懇談し、自民党などで強まっているNTTの分割問題について「全電通労組をつぶすことを狙っている、とも見える。政治的な思惑が絡められては困る。」と語り、分割問題が政治問題に摩り替えられているとの懸念を示しているが、そもそも労働運動を政治的に利用して、自らの組織防衛に走っているのは全電通だったのである。

89年11月：日本労働組合総連合会（「連合」）が発足し、山岸全電通委員長が初代会長に就任した。

会長には、私鉄総連の黒川武議長や藁科満治電機労連委員長も有力候補として名が挙がっており、山岸氏には「政治好き」として反発する声も多い中、自身の強い希望で山岸氏が新生「連合」の初代会長に選ばれることになった。山岸氏は、連合会長として野党勢力に睨みを利かせ、政界再編を積極的に推し進めていくことになる。連合は全電通とは別組織とはいうものの、全電通の顔である山岸氏をナショナルセンターたる連合の頭に頂く以上、これ以降、本来なら組合員所属の企業間で利害が対立し異論が

あってもおかしくないはずのNTTという一企業の経営形態をめぐる議論が、賃上げ要求と同様日本の労働運動が総力を挙げて取り組むべき中心的課題の一つに格上げされる事になってしまったのである。実際翌年3月には、電気通信審議会がNTT分割の最終答申を提出したことについて、山岸会長は「電気通信事業の発展を阻害し、国益をそこね、国民の利益にも、株主の利益にも反するばかりでなく、全電通26万組合員の労働不安を助長するもので、断じて容認できない」との談話を発表している。これは、連合会長としてではなく全電通委員長としての談話のようであるが、そのような区別は、聞いている側には興味のないことである。

また、物分かりの良いナショナルセンターの設立は、政府・自民党も歓迎するところであり、「連合」の山岸章会長ら首脳は22日、海部首相を首相官邸に訪ね、「節度を持ちつつ、政労間の話し合いを節々でもちたい」と政労交渉の強化を提案、首相もこれを歓迎している。ちなみに、海部氏はいずれ自民党を離党し、非自民連立の側に身をおくことになる。

90年1月：全電通の旗開で、山岸章委員長（兼連合会長）は、日本電信電話会社法、電気通信事業法の見直し問題について（1）NTTの分割・分離反対（2）公正競争条件の整備（3）大幅な規制緩和の実現、をめざす方針を強調した。

「連合」発足以来、山岸会長は、野党協力に向けて積極的に働きかけを続けていたが、一方、一般組合員からは、あまりに政治に関わり過ぎているとの批判も聞かれるようになってきた。例えば、まさに山岸会長の出身母体である全電通組合員の声として、「わが全電通では、今度の総選挙に向けて、またもや組合員1人当たり2500円前後の、政治闘争基金という名の政治献金を、極めて強引な方法で徴収した」旨の発言も新聞紙上で紹介されている。拒否しようとする

ると、職場の上司から圧力をかけられることすらある一方で、この種の献金については用途が明確にされることはないということである。(朝日新聞90.01.29, 朝刊5頁) この前年, リクルート事件がらみで, NTT 幹部の政治献金と管理者層を中心とした政治資金集めが世論の批判を浴びていたわけだが, 労働組合なら同じ事をしても許されるのであろうか。リクルート事件で政治的な動きが取れなくなったNTT本社に代わり, その労働組合が政治面を引き受けた様にも考えられるのである。ちなみに, 山岸委員長自身は「NTTの管理職がボランティアという形をとって金を集め, 政治家に献金していたことについて, どう思うか」との当時のインタビューに, 「あれは、『会社としては知らない』という建前になってるんですな。それでも, NTTの中立性に世の中から疑義がでるようなことは, すべきでない」と答えている。(朝日新聞89.02.11, 朝刊5頁) 全電通組合員が当時25万人として, 一度に6億円以上の集金能力があるわけであるが, このような資金集めを度々繰り返すことで, 全電通は単なる集票マシン以上の政治力を身につけていくことになる。

90年3月: 電気通信審議会の最終答申に盛り込まれたNTTの分割について, 社会党は反対し, 民社党は消極的態度を示した。

全電通は当時, 社会党員の13%を占め, 国会議員も9人抱える社会党の有力支持基盤であった。これでは, 全電通の中立性というより, 社会党の公正さそのものが疑われる。独占に反対するのが, 社会主義的民主勢力の常道と思われるのだが, NTTだけは別のようなものである。

90年7月: 山岸章連合会長, 全電通委員長辞任。新委員長に園木久治氏。

連合会長, 全電通の上部団体である情報通信労連委員長, そして全電通委員長という3つの

要職を兼務する山岸氏には, 役職を整理すべきだと指摘する声が連合の内外に強く, 全電通の委員長を退くことになった。しかし, 次期委員長の人選は山岸氏に一任し, 事実上, 山岸氏の“指名”によって選出すること, 山岸氏に対し, 全電通会館内に部屋を確保するほか, 全電通から役員クラスの秘書をつけるなど, 全電通はその後今まで通りの支援を続けることが全電通人事委員会で約束されており, 実質的には院政がしかれる事になったのである。(朝日新聞90.05.10, 朝刊5頁)

92年9月: 全電通定期大会で, 園木委員長は, 政治方針を従来の社民結集路線から新党結成に転換する考えを明確にした。

93年6月: 全電通山口県支部が, 社会党公認の小沢克介党副書記長をはずし, 自民党の吹田あきら前代議士の「支持」を決定。

93年7月: 総選挙に向けた連合の拡大選挙対策委員会が開かれ, 社会, 公明, 民社, 社民連, 参院の民主改革連合に, 新生党, 日本新党, 新党さきがけを加えた八党・会派の党首・代表が来賓として顔をそろえ, 自民党一党支配体制の打破に向けた協議が行われた。一方, 全電通大分県支部では, 「政治改革実現, NTT分割阻止」などを条件として, 社会前職の村山富市氏(69), 社会推薦の無所属新顔, 横光克彦氏(四九)の推薦を決定。

「NTT分割」絶対反対の全電通にとっては, 自らの運動方針実現のためにはなりふり構わず, どちらに転んでも良いように, 幅広い味方づくりをしていこうという姿勢が既に垣間見える。

93年8月: 細川内閣が発足。

94年3月: 連合の山岸章会長, 「週刊朝日」のインタビューで, 社会, 民社, 新党さきがけなど, 連立与党の一部で「社民・リベラル」勢力の結集に向けた動きが強まっていることに関連して「日本新党や自民党の一部を含め

てリベラル新党結成を目指し、次の総選挙は新党的体制で行うのが望ましい」と述べた。また一方国会内では、メンバー45人からなる連立与党の情報通信議員懇談会が設立され、設立後のパーティーで園木久治全電通委員長があいさつに立った。

これにより情報通信の超党派懇談会が発足したわけだが、実態は95年度に行われる事になっていたNTTの経営形態見直しに向け、分離・分割阻止のため全電通が関連議員を組織化する運動の一環として理解できる。設立記念講演では、南部鶴彦学習院大教授が、「市内外一体の競争が行われている米国では、電話会社の分割なんてナンセンスという意見が大勢」「先が見えない情報通信の世界で最悪なことは行政の規制」と、NTT擁護の発言を行っている。

この後、94年4月8日に細川政権が倒れた後、羽田政権の誕生、社会党の連立離脱、自社さ連立による村山政権、橋本政権の誕生というように政局はめまぐるしい動きを見せ、96年10月の総選挙では、結局再び自民党単独政権が復活することになる。この間、全電通は、NTT分離・分割反対に積極的かどうかを基準として、国会議員ならびに立候補予定者選別を行っていた。

94年4月：細川政権が倒れ、羽田政権が誕生。

94年6月：羽田内閣総辞職。

94年7月：村山社会党委員長を首班とする、自社連立政権誕生。郵政相に就任した社会党の大出俊代議員は就任インタビューで、「私はこれまでNTTの分割にはほとんど反対してきた。大臣になったから省内の意見を聞いてみたいが、そう簡単に意見は変わらない性格だ」と述べ、NTT分割反対を明言した。(朝日新聞94.07.02, 朝刊3頁)

「自民党はNTTの分割に断固反対する。必要なら、総裁と幹事長の念書を出してもいい」。

村山政権発足直前の六月下旬、全電通のある幹部は、自民党幹部から電話でこんな「自社連立支持への報酬」を持ちかけられ、絶句したという。(朝日新聞94.08.05, 朝刊6頁) NTT分割は、全電通の崩壊につながる恐れさえある。これを防ぐため、郵政省をはじめとした官僚主導政治の打破を掲げる非自民政権の後見人的役割を進んで果たしてきたわけで、自社連立の成立は予想外のことであった。しかし、そうなった以上は「自社政権へのパイプは、分割阻止の安全弁」(全電通幹部)として、自社政権そのものは批判しつつも、社会党を足がかりに新体制の取り込みに力を入れることになる。とはいうものの、全電通が実は分離・分割反対を条件として、地方では既に社会党の現職議員を差し置いて自民党候補者への支持を表明することさえあったのは、先に見た通りである。

この後、村山連立政権への対応をめぐることは、積極的に支えていくべきだとする自治労や私鉄総連に対し、全通や全電通は、社会党右派を中心とした新・新党を模索する動きを積極化させていた。95年初めの山花貞夫前社会党委員長の離党騒ぎも、全電通が推進役となったといわれている。(朝日新聞95.11.30, 朝刊3頁) 連立政権崩壊の危機と受け止めた自民党は、このような動きに対しては、NTTの分割や郵政事業の民営化をちらつかせて揺さぶりをかけたと伝えられている。つまり、自民党も、NTTの分割や郵政事業の民営化といった、国民生活にも大きな影響を及ぼしうる重要な政治課題を、飴と鞭の両面から党利党略の道具として使っていたのである。この意味からいうと、このような政治課題の決着は、むしろ先送りにした方が自民党にとって有利であるという計算が働くのも自然なことであろう。

村山、橋本と続く連立政権では、郵政相のポストは大出、井上、日野と、旧社会党(社民党)の代議員が占めることになる。これは、連立のパートナーである自民党と社会党/社民党の間に、連立合意の条件として、分離・分割反

対が約束されていたからである。前に見たように、全電通に人、金、両面で選挙支援を受けてきた社会党は分離・分割に反対の方針であり、ある幹部は「抜群の資金力、動員力を誇る全電通には何も言えない。従うだけだ」とさえ語ったとされている。(朝日新聞95.11.30, 朝刊3頁)つまり、NTTの経営形態の見直しの期限とされた95年には、郵政省は分離・分割の反対を基本方針とする勢力の支配下にあったわけで、この問題についての正常な手続はもはや不可能な状態になっていたのである。実際、翌96年1月に橋本連立内閣発足早々、社民党出身の日野郵政相が「結論の先送りもありうる」旨発言しており、96年2月に電気通信審議会がNTTを長距離会社と東西の地域会社2社へ分離・分割する方針を答申したのにもかかわらず、政府・連立与党は、調整不足を理由に、またしても結論の先送りを決定したのである。

96年1月：村山内閣総辞職。橋本連立政権発足。
96年2月：全電通（梶本幸治委員長）の中央委員会が開催され、自民党首脳として初めて加藤紘一幹事長が出席した。

この中央委員会に出席した各党の代表は、NTTの分離・分割問題に触れて、次のような挨拶をしたと伝えられている。(朝日新聞96.02.22, 朝刊3頁)これは、一企業の労働組合である全電通と、日本の政治を預かる公党の力関係を如実に物語るものである。

自民党加藤紘一幹事長：「社民党と十分に協議して決める。橋本龍太郎首相が郵政相を社民党にしたのはどういう意味なのか。単純にJRみたいに切っていけばいいという人は、自民党には少なくなった」

社民党佐藤観樹幹事長：「電気通信審議会の運営は、はじめに分割ありき。郵政省の官僚が引き回し、役人の意地を通すためにやっている」

さきがけ鳩山由紀夫代表幹事：「消費者の立場

からは答えは出ている。こんな議論が続くわけがない」

新進党渡部恒三総務会長：「NTTは郵政省のものではない、国民のものだ。結論は出ている」

96年2月：電通審が「分離分割」を答申。

96年3月：上の答申を受けて、連合山梨の坂本初男会長、連合栃木の森田一穂会長らは「強く反対する」との談話を発表。また大阪では、情報労連近畿地方協議会などの主催で、NTTの分離・分割に反対する「一万人集会」が開かれた。一方、政府・連立与党は、次期通常国会まで結論の先送りを決定。

地方組織とは言え、全電通ではなく、連合本体からこのような意見が出てきたことに注目したい。大阪の集会には、社民党の井上一成・前郵政大臣も出席し、「分離・分割は料金格差を生むのではないかと指摘。「国民の立場で結論を出すことが重要だ。先に分離・分割ありき、では二十一世紀に禍根を残す」と挨拶している。また、当時さきがけの鳩山由紀夫代表幹事は、記者団に対し、「このような議論自体が時代遅れだ。国際的な観点、消費者の観点からみて分割には反対だ」と明言している。

96年10月：衆議院解散総選挙で自民党勝利。橋本自民党単独政権が成立。

この選挙では、衆院選で、自治労、全電通、電機連合、全通といった旧社会党系労組から支持または推薦を受けている自民党公認候補は、延べ約60人に達した。旧社会党系労組の自民党候補支援は、先に見たようにこれまでも地方組織ではあったが、中央本部が自ら推薦するのは初めてのことである。全電通に続いて、郵政事業の民営化問題を抱える全通、地方公務員の定数削減に反対する自治労が、やはり広く政治家

の取り込みを図る意図が見て取れる。

また、これらの労組は、朝日新聞のインタビューに対し後藤森重自治労委員長が、「NTTは、中国を始めアジア地域における国際戦略でアメリカに後れをとっており、分離・分割でさらに国際競争力を減じることにならないか。巨大化しているから、という理由だけでやるべきではない」と答えているように、相互の立場を尊重しつつ共闘を組んでいるわけで、企業や公的機関が直接政党に便宜供与をし難くなる中、労働組合がその代理人として行動し、行政改革、規制緩和の最大の障害となりつつある現状がうかがえるのである。

このような状況の中、構成労組や地方連合も危機感に乏しく、社会、旧民社両党支持労組の亀裂が深まる中で、連合は明確な政治路線を見いだせないまま迷走を続けることになる。連合は、国民にとって真に必要な政策論争とは別の次元で、もっぱら自らの組織防衛のために政治を利用しようとする様々な利己的労働組合の無原則な集合体に成り果てたのである。またこのような連合を支持基盤として設立された民主党も、真の改革者たりえないことは明らかであろう。総選挙は、社民党の大敗、民主党の伸び悩みという結果で終わり、連合は政権に拠り所を失うことになったのである。

96年12月：郵政省とNTTの間で、持ち株会社方式による分離・分割が合意。

この分割合意の大分前から、橋本首相はNTTの国際分野への早期参入を強く関係官庁に働き掛けていたが、その伏線として、95年2月にブリュッセルで開かれたG7の情報通信分野の閣僚による「情報通信閣僚会議」に当時の橋本通産相が出席していたことを指摘する声も多い。

同会議は、マルチメディア時代に向けた技術的な課題や競争促進、知的財産権、文化への影響など、高度情報化が社会に及ぼす影響につい

て議論するための場で、日本からは、NTT分割に反対する社会党の大出俊郵政相とともに、90年のNTT経営形態見直しの際大蔵大臣としてNTT分割反対を明言していた橋本通産相が出席している。また、これと並行して開かれた産業人による国際会議には、やはりNTT分割に反対する山口開生NTT会長、関本忠弘NEC会長のほか、NTTの分割を求めるDDI会長でもある稲盛和夫京セラ会長ら8人が参加した。

3.1.2. 全電通の民間工作

全電通は、上で見たように、議会内に与党懇談会を組織したのに続き、全国の都道府県やブロックごとに、大学教授らを中心とした民間人による以下のような懇談会を発足させるなど、分離・分割反対の幅広い世論作りに向けた活発な活動を全国的に繰り広げた。これら懇談会は、下に見るように、電通審の審議が取りまとめの段階に近づくにつれ、それを牽制するため、次々と分離・分割に対する反対の意見表明を電通審に送り付けることになる。

栃木：96年1月、全電通栃木県支部が呼び掛けた「NTTの在り方を考える懇談会」（代表委員、石井晴夫・作新学院大助教授）は、山がちな栃木県では、災害発生時の安定したサービス提供が重要であり、分割により地域にまたがる料金の体系に問題が生じるとともに、サービスや料金面で地域格差が拡大するという理由で、NTTの分割に反対する提言をまとめた。

山梨：96年1月、大学教授や連合山梨、報道機関の関係者らをメンバーとする「NTTのあり方を語る山梨懇談会」（座長＝堤マサエ・県立女子短大教授、委員二十六人）は、高度情報化社会や国際化社会におけるNTTの役割を高く評価し、「分離・分割はデメリットが大きい」「山間へき地が多い山梨では、単に競争原理では成り立たな

い」などとして、分離・分割に反対する提言をまとめ、電気通信審議会の特別部会に郵送した。連合山梨は、同懇談会と連携して、県内の自治体や経営者団体などにも働きかけて、県内での反対運動を広げようとしていた。

福岡：全電通福岡支部と北福岡支部の呼びかけでつくられた「21世紀の情報通信を語る福岡懇談会」(座長・赤岩芳彦九州工業大学教授)は、分離・分割は、料金やサービスの地域格差を生じ、地方の発展を損なう恐れがあるなどとして、NTTの分離・分割より規制緩和とNTT通信網の開放を進めるべきだとの提言をまとめた。

東京：全電通自身の懇談会である「情報通信と文化を考える会」(会長・牧野昇三菱総研相談役)は、「分離・分割は、地域間に料金・サービスの格差を生み、情報通信産業の国際競争力を弱めるばかりでなく、基盤研究の水準を低下させる。市場を活性化し、競争によるサービスの高度化と多様化を進めるには、電気通信事業法やNTT法の見直しなど規制の緩和・撤廃が効果的である」とする報告書をまとめた。

3.2. 財界の動き

NTTの分離・分割に関しては、NTTを大口取引先とするNECや富士通といった通信機器メーカーを中心とする企業グループが反対を表明したのに対し、NCCを立ちあげた電力、トヨタ自動車、京セラを中心とするグループが推進を主張するなど、経済界を二分しての激論が展開された。例えば、NECの関本忠弘会長に至っては、新聞の全面意見広告で全電通委員長と共に「分離・分割反対」を主張するなど、そのなりふり構わぬ利益誘導の姿勢が批判を浴びたこともある。私企業が自らの利益のために行動することは当然のこととは言え、自らと利害関係のある公の問題については、発言は慎むのが見識というものではなからうか。

経済団体連合会(経団連)や日本商工会議所(日商)等の経済団体も、この問題に積極的な関与を続けてきたが、傘下の企業の利害が鋭く対立しており、調整が難航することもあった。

3.2.1. 経団連 (<http://www.keidanren.or.jp/indexj.html>)

土光臨調を積極的にバックアップしていた経団連は、臨調報告が出された82年当時には、その報告に掲げられたNTTの分離・分割を推進する立場であったが、90年のNTTの経営形態見直しを目前に控えた89年暮れには、分割に関しては、3年から5年先送りすべきだとの姿勢を取るようになっていた。

85年に行われたNTT民営化と電気通信市場への競争の導入の効果については、料金やサービスの多様化、NTTとNCCとの競争、NTTの要員合理化など経営効率化努力の点で十分ではないとの判断を示している。特にNTTの市内網は独占状態で、新規参入側がそれに依存せざるを得ないことから問題は多く、電通審の中間答申が挙げていた分離・分割も有効な方法の一つとして認めるものの、利用者への影響、株主の権利保護などについてさらに検討を続ける必要があると言うのである。しかしこれは建前に過ぎず、業界同士の利害が錯綜し、経団連としてそれら業界の意見調整ができなかったというのが実態であり、経団連はこれ以後も明確な意見を出さないままである。

95年度に予定されていた見直しに向けては、前年に視察団を米国に派遣し実情を調査した際、ATTの分割は高い水準の会社を数多く生み出し、研究開発力も米国全体では向上したとの米政府高官による積極的評価に触れている。(朝日新聞95.04.06, 朝刊4頁)

にもかかわらず、95年度の報告書取りまとめにあたって経団連の情報通信委員会(委員長・那須翔東京電力会長)の電気通信問題作業部会(座長・近藤尚武日本郵船取締役)は、当初、日本の通信市場の状況については、前回と同様、

1. 85年の改革の結果、多数の事業者が新規参入、料金の低廉化が進展。
2. 他方、米国等と比べると料金・サービスの多様化は進展しておらず、料金の低廉化も十分にあらず。
3. その結果、市場の活性化・拡大は不十分。
(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/pol060.html>)

と批判しつつも、NTT独占の弊害をなくすには、分離分割より、NTTと新電電との相互接続を法的に強制することや、携帯電話、CATV等との競争を促すことが重要と指摘するなど、むしろ分離・分割問題に否定的な態度を取っている。また、事業法が定める需給調整や料金認可制、事業区分などについても、競争を阻害しているとして撤廃を求めるなど、分離・分割より規制緩和の早急な実施が必要との見解を示す方向で作業を進めていたのである。(朝日新聞95.09.29, 朝刊11頁, 95.11.25, 朝刊11頁)

これに対しNCC各社は強く反発し、巻き返しをはかる。その結果、分割を意味する「構造的措置が必要」の一文が入ることになったと伝えられているが(朝日新聞95.11.30, 朝刊3頁), 96年1月に公表された最終報告「今後の情報通信市場のあり方に関する見解」では、その終章において、結局、

なお、そうした規制緩和を中心とする通信行政の抜本的な見直しに加えて、NTTに対するいわゆる構造的措置が必要との意見もある。

そこで、Vで指摘した措置に加えて、さらにNTTに対して構造的措置を講じる必要性の有無について、

公正有効競争条件の確保、
地域通信市場における競争の促進、
料金・サービスへの影響、
通信産業ならびに産業全体の国際競争力への影響、

研究開発力への影響、
NTTの経営管理規模・経営効率化への影響、

などの観点から検討した。また、構造的措置に伴う諸々のコストへの対応、ならびにNTT株主権利の保護(構造的措置を講じる場合、損失防止について商法・税法上の措置を講じること等)についても検討した。その結果、構造的措置が問題解決の一つの手段として有効であるという意見と、構造的措置は不要であり、かえって弊害が多いとする意見があった。

(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/pol076/p076-06.html>)

と、非常に晦渋な表現により両論を併記せざるをえなかった。

このように経団連は、NECや富士通といったNTTファミリー企業群とNCCおよびその親企業群といった、NTTとの関係において利害が鋭く対立する両企業グループを同時に有力メンバーとしており、一方82年の臨調報告を取りまとめた土光敏夫氏のようなリーダーシップも不在という状況では、明確なビジョンを打ち出すことはほとんど不可能だったといえよう。

3.2.2. 日商

日商(石川六郎会頭)は90年2月、郵政省幹部との懇談会の席上、「NTTの分割によって電気通信サービスに地域格差が出る心配がある」と、NTTの分割に反対の意向を伝えた。(朝日新聞90.02.16, 朝刊9頁)

3.2.3. 通信機械工業会

通信機械工業会は95年11月、「情報通信分野での国際競争力を強化するには、国家を代表する通信事業者が必要」として、NTTの分離・分割に反対する提言を発表した。また、96年3月の電通審答申に対しては、「NTTの分離・分割以外の選択肢についての検討がほとんどな

されていない」と不満を表明している。また、分離・分割は地域格差、料金値上げ、研究開発力の低下を招くおそれがあり、分割によらない競争の実現のための方策が検討されるべきだ」と主張している。

同工業会は、NTT ファミリー企業が中核をなす業界団体で、当然のことながら、NTT の主張に沿った答申となっている。

このように、通信機器業界は従来分割に反対する立場をとってきたが、本音は、分離・分割による (1) 研究開発費の分散にともなう研究規模縮小 (2) 設備投資額の減少 (3) 受注の減少が主な理由であることは明らかである。

96年12月に合意された分離・分割案には、「純粋持ち株会社が中心となって研究開発を進める」、「連結納税制度により NTT の税負担の軽減を求める」などが盛り込まれたほか、分離・分割により追加投資が四千億円にのぼると見られることもあり、業界側の姿勢には変化が見られるようになっている。

実際、NEC は「持ち株会社が設備投資の資金をまとめて調達し、傘下の会社に投入してほしい」と要望したと伝えられている。(朝日新聞96.12.07, 朝刊10頁)

3.2.4. 中経連

中部5県(愛知, 岐阜, 三重, 長野, 静岡)の広域経済団体である中部経済連合会(中経連 <http://www.cti.co.jp/cef/>)は、90年度のNTT経営形態見直しを控えた89年11月、郵政省からの意見招請に応え、電気通信事業のあり方に関し、「日本電信電話会社法等見直しに対する意見」をまとめ、同省に提出した。意見では、新規事業者とNTTとの企業規模の格差が大きいいため、NTTの民営化による競争導入にもかかわらず、十分な料金引き下げがなされていないとしており、新規事業者の経営基盤の強化の必要性を強調している。一方NTTの分離・分割については、分割の形態や分割後の見直しなど、なお慎重に検討する必要がある、結論は急ぐべ

きでないとした。

95年度予定されていたのNTT経営形態見直しに対しては、分割が通信事業の国際競争力やNTT株主の権利に与える影響を考慮する必要があるとして、「現段階では、NTTの本社に集中している権限を地方支社に委譲し、実質的な分割の効果を狙うべきだ」との提言を發表した。

中経連は、下のメンバーリストにも見られるように、NCCを通じ電気通信事業の展開に積極的なトヨタ自動車や中部電力、JR東海などを有力メンバーとしており、本来は分離・分割を推進する方向性を打ち出しながら、分離・分割の実施がNTT側の強い抵抗のため実現困難と判断し、現実主義の立場から、実質的に分離・分割と同じ効果があがるような施策を求めたものと思われる。

中部経済連合会役員 (平成8年8月現在) 会長

安部 浩平 中部電力(株)取締役会長

副会長

豊田 芳年 (株)豊田自動織機製作所取締役
会長

須田 寛 東海旅客鉄道(株)取締役会長

岩崎 正視 トヨタ自動車(株)相談役

(中部電力(株)取締役社長)

(その他11名省略)

3.2.5. 福岡商工会議所

福岡商工会議所は95年11月、NTTの分離・分割は、離島を多く抱える九州地区のNTTの経営基盤を弱めたり、地域会社間で株価や配当に差が生じる恐れがあるので、JR民営化の際、経営安定基金を設立し地域間で鉄道収入を補う仕組みを作ったのと同様な地域への配慮を求めるとした要望書を取りまとめた。(朝日新聞95.11.30, 朝刊13頁)

3.2.6. 96年12月合意に対するNCCの反応

NCC 各社は、NTT の持ち株会社方式による分割について、実質的にはグループ企業の一体経営が可能であるため、競争条件の改善に対する効果という点では疑問が残るとしている。また、マルチメディア関連の業者も、米国に比べて割高とされる料金が下がるかどうかは不透明とみている。

3.3. 関係省庁の動向

NTT の経営形態をどのようにするかについては、主務官庁である郵政省ばかりでなく、様々な省庁が関わりを持ち、意見や報告書を提出している。これは、20万人の巨大組織である NTT 労使の必死の抵抗によってこの問題が政治問題化された事もあるが、NTT の経営形態が、単に一企業の適正規模という問題を越えて、日本において来るべき高度情報化社会を支える情報通信産業の構造を規定し、ひいては日本経済の競争力、活力をも左右しかねない重要テーマだったからでもある。

以下、郵政省以外を除く関係省庁の対応を見ていくことにする。

3.3.1. 公正取引委員会

公正取引委員会では、89年以来、情報通信分野競争政策研究会において NTT 問題が検討されてきた。この研究会の特徴は、NTT が電話市場の9割以上を占め、NCC からの回線接続を拒否するなど、独占の弊害が起きているとの指摘も多い中、「独占的状态には当たらない」と結論づけ、独禁法による企業分割は必要ないと判断していた点である。同研究会はその上で、「分離分割より規制緩和」が必要との報告書をまとめる予定であった。

これには、「海外と比べ、日本の電話料金が高止まりして消費者が不利益を被っているのに、これだけのシェアの私企業を独禁法上問題がないと言って良いものか」(朝日新聞95.10.26, 朝刊12頁)、「研究会には全電通や NTT とつながりの深い学識経験者が複数入っている」など

との批判も強かった。(朝日新聞95.11.25, 朝刊11頁, 資料4参照)

行革委での論議が伝わるにつれ、公取委幹部の間でも「政府の中で結論が全く逆ではいかなものか」などの懸念の声があがるようになった。このような各方面からの批判を受け、当初は NTT の主張とはほぼ同じ内容の報告書案だったのが、180度方向転換し、95年11月に公表された最終報告では、電気通信分野の競争を進めるには「規制緩和や電話回線の相互接続条件の整備を進めることが必要不可欠」とするとともに、「NTT を複数の会社に分離・分割する方策も有効な手段」であると認めるに至ったのである。

持ち株会社方式による分離・分割が合意されたことに対しては、糸田省吾公正取引委員会事務総長が記者会見で、この方式による競争促進効果に疑問を表明するとともに、NTT だけに持ち株会社の特例を設けることに対する慎重な姿勢を示している。(朝日新聞96.12.12, 朝刊11頁)

3.3.2. 通産省

通産省は、情報通信をめぐる郵政省と激しい権限争いを演じたといわれている。また、NTT ファミリーと呼ばれる情報通信機器メーカーを傘下に従えていることもあり、以下のように、同業界の声を代弁し、郵政省の主導する分離・分割には概して否定的な態度を取ってきた。

まず89年9月には、通産省の外郭団体財団法人日本情報処理開発協会の情報・通信基本構想研究会(座長・稲葉秀三産業研究所長)が分割に事実上反対する報告書「情報ネットワーク社会の発展に向けて」をまとめ、産業構造審議会(通産相の諮問機関)に提出した。この報告書は、実質的には通産省の意見を反映したものであるとされている。(朝日新聞89.09.27, 朝刊9頁) 実際、この報告を受け、翌90年1月には、同研究会の座長である稲葉秀三産業研究所理事

長が部会長を勤める、通産相の諮問機関、産業構造審議会の情報産業部会から、「NTTのあり方を変えるよりも、規制緩和を進める方が利用者の利便の向上には効果的」とする報告書が発表されている。

また、通産省は、参入規制などを緩和しないままでは、NTTを分割しても分割後の市内会社は市内回線を事実上独占し、競争にさらされることはないとの見解をとっている。さらに、2010年までに全ての事業所、家庭に光ファイバー網を張り巡らせて、マルチメディア社会のインフラ整備を進めようという郵政省の計画についても、通産省が公表した高度情報化プログラムの中で、「高度情報化社会では多様なインフラが混在し競争する中で、ユーザーがニーズにあったものを選択する環境が望ましい」と、光ファイバー網の必要性に疑問を投げかけた。

96年12月の分離・分割合意についても、独占禁止法が禁止している持ち株会社の導入を前提にしていることに対し、通産省の牧野力事務次官が記者会見で「まず独禁法の改正で持ち株会社が解禁されてから、対応を考えるのが常識」と述べ、NTTを同法の適用除外にするという郵政省の対応を牽制している。ちなみに、通産省は、経済構造改革の一環として、持ち株会社の解禁を目指している。

3.3.3. 大蔵省

大蔵省は、情報通信産業の構造改革とは別の視点からこの問題に関わることになる。大蔵省は、発行株式の2/3を所有するNTT最大の株主であり、上場後5年間で売却される予定の780万株のNTT株の売却益を財政再建の柱とするためにも、NTTの株価維持に最大の関心があったからである。結局株価が下落したことにより、第4次以降の売却は中止されたままになっており、現在までに540万株が売却されただけである。

大蔵省は、NTT株の暴落は、分離・分割問題がその原因だとして、基本的には分離・分割

に否定的な態度を取るようになった。

89年11月：橋本蔵相は31日の衆院大蔵委員会で、大蔵省として分割には慎重な考えで臨むことを示した。

90年3月：電気通信審議会が、NTTの長距離通信業務を市内通信部門から分離させることを柱にした「最終答申」をまとめたことに対し、大蔵省はNTTの最大の株主として、郵政省に対し、大蔵省の了解を求めよう求めた。また、橋本蔵相は27日の閣議で、「分割後の収支見通しが不明確で、株主保護の手段も提案されていない。(分割の)実効ある方法が示されないまま、分割の方針が決定されるのは、大蔵省として承服できない」として、NTTの分割に反対することを明言している。

また、橋本蔵相は「(NTT分割が最初に盛り込まれた)昨年秋の中間答申以来、株価は40万円も下落した。下落の主な原因は分割論にある」と述べたとも伝えられている。(朝日新聞90.03.27, 夕刊1頁)大蔵省が分割反対の立場を明らかにしたことで、90年度中に予定されていたNTTの経営形態見直しでは、NTT分割を打ち出すことができなくなり、郵政、大蔵両省と自民党による調整の結果、分割論議そのものを5年間棚上げせざるをえなくなったのである。

3.3.4. 総務庁

総務庁は90年2月、民営化後初めてのNTTに対する行政監察結果をまとめ、支社の廃止、夜間電報受け付けの廃止などの組織・人員の合理化などを実施することにより経営を効率化し、NCCと公正に競争することなどをNTTに求めた。また、新規参入業者がNTTの市内回線網と円滑に接続するために必要な市内交換機のID化率が全国平均で62.3% (88年度末現在)にとどまっており、新規参入業者による円滑なサービスが受けられないケースが83万件 (同)

になっているとして、ID化率の早急な改善を求めている。さらに、電話機など、端末機器の公正な販売競争を実現するため、端末機器販売業務の分離を含めた見直しを求めるなど、NTTが未だに十分な競争体質を身につけていないことを改めて確認することにより、NTTの分離・分割を側面から応援した形となっている。

3.3.5. 行政改革委員会

行政改革委員会は、規制緩和、その他の行政改革の実施状況を監視するとともに、行政情報の公開のための法律その他の制度に関する調査審議を行い、内閣総理大臣に意見具申することを目的として、94年12月19日に3年の時限機関として総理府に設置されたものである。

同委員会の規制緩和小委員会（座長：椎名武雄 IBM 会長）は95年12月、情報・通信分野については、NTTの分割と市場への参入規制撤廃などの規制緩和を進めるべきであるとした報告書（資料2）をまとめ、村山富市首相に提出した。NTTのあり方については、小委員会内部で激しい意見の応酬があったが、結果的には、郵政省寄りの印象が強い「分離・分割」の言葉を直接使うことを避け、一般名詞としての「分割」にとどめたといわれている。（朝日新聞 95.12.08, 朝刊11頁）

これを受けて政府は96年3月、1797項目におよぶ規制緩和推進計画の改定計画を決定したが、計画改定過程で行政改革委員会が強く求めていたNTTの分離・分割については、連立与党内の調整がつかず、結論の先送りが正式に決まった。

96年12月、NTTの分離・分割問題が持ち株会社方式で決着されたことを受けて、行政改革委員会（飯田庸太郎委員長）では、規制緩和小委員会の報告書を修正するとともに、子会社の経営に関する決定権を統一的に有する純粋持ち株会社方式で公正有効競争が確保され得るのかと、強い懸念を示している。

行政改革委員会は、

1. 土地・住宅, 2. 農水産物, 3. 情報・通信, 4. 運輸, 5. エネルギー, 6. 金融・証券・保険, 7. 競争政策, 9. 雇用・労働, 10. 教育, 11. 法務, 12. 医療・福祉, 13. 流通, 14. 基準・認証, 輸入手続, 保安等

といった幅広い分野で、日本経済の活性化および国民生活の向上に必要な規制緩和策を、大胆に提言してきたが、このように、NTTの経営形態については、分離・分割を積極的に進めることが電気通信分野の活性化に必要な不可欠であるとしているのである。

3.3.6. 経済審議会

経済審議会は96年12月、電気通信分野については、分離・分割などの経営形態変更の必要性には具体的に触れず、むしろNTTの国際通信参入をはじめとした、以下に掲げる規制緩和の促進が重要とした経済構造改革報告²を、橋本首相に提出した。

1. 参入規制の撤廃：ドミナントキャリアであるNTTを別にして、電気通信分野の参入規制を原則として撤廃する。
2. NCCの料金規制の撤廃：ドミナントな事業者であるNTTを除けば、料金を規制する必要はないものと考えられる。
3. NTTの独占性の客観的評価による規制：NTTの経営形態の再編成のいかんにかかわらず、市内市場におけるNTTのボトルネック独占は直ちには解消しえないものであることから、その独占の弊害を客観的に見極める「市場の画定」等の独占禁止法制上の考え方が重要である。
4. NTTの料金規制における総括原価方式の見直し：NTTの料金規制を総括原価方式からインセンティブ規制方式に改める。
5. 相互接続の監視と厳正中立な裁定：

²<http://www.epa.go.jp/j-j/keikaku/jyouhoul-j-j.html>

NTT によるボトルネック独占の問題を解決し、市内市場での競争を実現するためには、市内ネットワークでの相互接続が自由かつ公正に行われ、市内市場に多数の競争者が新規参入する可能性が開けることが必要である。このため、相互接続の監視、紛争の調停・裁定については、公正取引委員会または独立の第三者機関による方法、審議会における審議の透明性の確保等、その具体化の方策を検討すべきである。

6. NTT の参入を通じた国際通信市場の競争の強化：NTT の国際通信市場への進出を認め、国際通信市場の競争を強化する。メガキャリアの国際的提携等、情報通信は急速にボーダーレス化が進展しているが、我が国は、グローバル競争に立ち遅れつつある。NTT の参入を認め、国際通信市場の競争を強化し、グローバル競争に対応していくことが急務である。
7. 外資規制の撤廃：NTT への出資を除き、原則的に外資規制を撤廃する。

これらの規制緩和策の多くのものは、電通審の報告でも重要性を認められているが、6の「国際通信市場へのNTTの参入」については、NTTの分離・分割を実施した上でないとかえってNTTの独占力を高めることになること、電通審が判断しているのに対し、経済審議会の報告では、「経営形態問題の未決着を理由とした規制緩和等の構造改革の停滞は許されない。本報告書での提言はNTT経営形態のいかんにかかわらず、直ちに着手すべきである」としている点で、真っ向から対立したものとなっている。

この提言は、経済審議会行動計画委員会に設置された高度情報通信ワーキング・グループにより取りまとめられたものである。同ワーキング・グループのメンバーには、資料4で見ると、公正取引委員会の情報通信分野競争政策研究会において「電話市場は独占的状态になく、独禁法による企業分割は必要ない」との報告を

まとめようとして、土壇場で事務当局に覆された時のメンバーが3人の内2人を占めており、NTTの分離・分割に賛成する佐藤教授の意見は取り入れられていない。

実際、親委員会である行動計画委員会の場で最終報告を取りまとめる際、佐藤教授は、提言6を提言1とは別個に取り上げる異様さを指摘し、NTTの国際分野参入も参入規制緩和の一例にとどめるべきだと主張したにもかかわらず、結局最終報告に反映されることはなかったのである。この点については、NTTによる国際分野参入の早期実現を求める橋本首相の意向によるものである旨、事務当局から説明があったが、諮問する側が、あらかじめ答申の方向性にまで立ち入って指示するのは、見識ある態度と言えるだろうか。

このほか行動計画委員会の運営については、同委員会に参加したものとして、

- (1) 当初本委員会とは別にワーキンググループを設け、各分野の提言取りまとめの中心となったのに、最終報告ではその区別が消されてしまい、提言に対する責任の所在が不明確になってしまった。
- (2) 第3回以降はほとんど毎週のように委員会が開かれ、当日の朝になって速達で審議資料が届くこともあるなど、委員会の日程がきつく、内容を詳しく検討する時間が十分確保されたとはいえない。
- (3) 原案に対し、委員会で審議されていない変更がいつのまにか加えられていた。
- (4) 関係省庁や業界団体との調整を排し、ワーキンググループの意見がほぼそのまま貫徹されたことは、新聞紙上などでも高く評価されたが、一方ワーキンググループの大方を占める競争至上主義的近代経済学者達の態度は、ほとんど反論を許さないほどかたくなで、理論というものに対する謙虚さが欠けていたと言わざるをえない。

等の不満が筆者には残った。特にそもそも原案

をそのまま生かすことが正しいことなら、審議は何のためにあるのだろうか³。

3.4. 民間団体及び学者、研究者の活動

3.4.1. 民間研究団体

NTTの経営形態については、多くの民間研究機関、団体からも分離・分割反対論が主張され、一方賛成論がほとんど郵政省、政府関係の研究学会や審議会に限られていたのを考えると、分離・分割は広く国民から支持されてはいなかったように見える。しかし、例えば先に見たように、全国に設けられたNTT分離・分割を考えるための懇談会は、全電通が音頭を取って分離・分割に反対するために組織したものであるし、分離・分割反対を提言した研究会にしても、そのメンバーには重なりが多く、特定の人物が中心的な役割を果たしていたのが明瞭に理解されるのである。

95年に予定された経営形態見直しに向けて提言を発表した研究機関、団体の内、新聞紙上に登場した主なものを時系列的に取り上げると、次のようになる。

情報通信政策研究会

(<http://ifrm.glocom.ac.jp/ipf/hp.j.html>)

学識経験者を中心にした「情報通信政策研究会」(世話人・公文俊平国際大学教授)は、…郵政省が「NTTの独占による弊害」にスポットを当てていることに対し、「インターネット社会を目前にしながら、旧来の電話社会を前提に論議しすぎている」と指摘。「行政指導や規制を撤廃すれば競争が進む」として、郵政省主導による分離分割論議を批判している。(朝日新聞95.10.13, 朝刊11頁より引用)

同研究会は、国際大学グロコムセンターに討議用の電子掲示板を開設したり、中央公論を舞台に持論を展開するなど[6],[7], 分離・分

³ 行動計画委員会の議事概要が、<http://epa.go.jp/j-j/gijimenu/menu.html> に公開されているので、参照されたい。

割阻止に向けた積極的な活動を行っている。同研究会のメンバーは次の通りである。

石黒 一憲	東京大学教授
西 和彦	(株)アスキー代表取締役社長
奥野 正寛	東京大学教授
野口悠紀雄	一橋大学教授
公文 俊平	国際大学教授
浜野 保樹	放送教育開発センター助教授
国領 二郎	慶應義塾大学助教授
薬師寺泰蔵	慶應義塾大学教授
鈴木興太郎	一橋大学教授
米沢 明憲	東京大学教授
南部 鶴彦	学習院大学教授
吉村 伸	(株)IJ 取締役

総合政策研究会

経済・産業界と学識経験者らで構成する提言グループ「総合政策研究会」(田中洋之助理事長)は、電気通信審議会で進んでいるNTT分離分割論議について、個人株主が損をしないような分離分割は現行法では不可能などとして、実施は困難ではないかとする提言をまとめた。(朝日新聞95.12.01, 朝刊12頁より引用)

総合研究開発機構

(<http://www.nira.go.jp/menu2/menuj.html>)

総合研究開発機構(NIRA, 星野進保理事長)は、…主要国では電気通信事業の国境を超えた提携が進み、市場の拡大が進んでいるが、日本はそれに取り残されつつあると指摘。NTTの分離・分割は、事業者間の競争の促進やサービスや料金の低下といった利用者の利便の向上にもつながらずとして分離・分割論を否定。今後は規制の撤廃による競争の促進や、料金の引き下げが必要、と提言している。(朝日新聞96.01.20, 朝刊13頁より引用)

報告をまとめたとされるNIRAの電気通信産業研究会(座長・南部鶴彦学習院大学教授)の構成員は以下の通りである。

南部 鶴彦 学習院大学経済学部教授

小林 宏一 東京大学社会情報研究所教授
 石黒 一憲 東京大学法学部教授
 坂庭 好一 東京工業大学工学部教授
 国領 二郎 慶應義塾大学大学院経営管理
 研究科助教授

佐賀 健二 亜細亜大学国際関係学部教授
 鈴木興太郎 一橋大学経済研究所教授

報告は以下のホームページに公開されている
 ので参照されたい。

[http://www.nira.go.jp/newsact/nirarepo/
 npdenki2.html](http://www.nira.go.jp/newsact/nirarepo/npdenki2.html)

[http://www.nira.go.jp/newsact/nirarepo/
 npdenki.html](http://www.nira.go.jp/newsact/nirarepo/npdenki.html)

3.4.2. 学者・研究者の活動

NTT の分離・分割を取り上げた政府関係の研究会、審議会のメンバーは資料4の通りである。これらが全て分離・分割を積極的に支持する答申を行った、あるいは行おうとしていたわけではない。通産省が分離・分割に反対していたし、経済審議会行動計画小委員会高度情報通信ワーキング・グループは、「分離・分割の如何にかかわらず規制緩和を進めるべきである」としている。また、公正取引委員会情報通信分野競争政策研究会も、答申にいたる過程の中では、独禁法による企業分割は必要ないと判断し、やはり「分離分割より規制緩和」が必要であるとの方針を取っていたことは、先に見た通りである。

これら分離・分割に反対を唱える政府系委員会や民間研究団体の提言（公正取引委員会情報通信分野競争政策研究会については中間報告）を検討すると、これらが非常に似通った物であることが分かる。つまり、これらはすべて分離・分割は必要なく、規制緩和こそ重要であるという方向性で一致している。勿論それが正しいことなら、様々な人々の意見がその方向で一致することもあるであろう。しかしここで問題なのは、これら委員会や研究会の構成員（資料4）を見みると、繰り返し現れる名前がいくつ

かあるということである。つまり、これらの研究会は、会の名前こそ違おうが、実態としてはある一定のグループが主導権を握っていたものであり、互いに意見が異なる可能性などそもそもなかったと言えよう。

このグループがNTTの分離・分割阻止に向けて行ってきた精力的な活動を、真に日本の将来を考えての志士の、英雄的行動と見るか、ある一定の勢力に荷担したものと見るかは、評価の分かれるところであろう。しかし、日本の電気通信市場に関する意見の取りまとめをこのグループに属する研究者に依頼するということが自身が、依頼者にとっては分離・分割に対して反対の意思表示を行ったのに等しいと言えるであろうし、少なくとも、そう見られてもやむを得ないということを、依頼者としては銘記すべきであろう。

4. NTTの株価について

民営化されたNTTは大蔵省が100%の株式を保有する株式会社として85年に発足したわけであるが、会社法により政府保有分として定められた1/3を除く部分は、速やかに証券市場を通じて売却し、政府の重要な財源とする計画であった。この方針に則り、政府保有のNTT株式は、86年度の第1次放出で195万株（1株の売却価格119万円）、87年度の第2次放出で195万株（同255万円）、88年度の第3次放出で150万株（同190万円）が株式市場で売却されたのであるが、株価は87年4月に318万円を付けたのをピークに、92年8月に上場来安値の45万3千円を付けるまで、一進一退を繰り返しながらほぼ一貫して下がり続けたため、政府はその後の放出を見合わせざるを得なくなり、現在でも65%の株式を保有し続けることとなった。

この株価下落を憂慮した大蔵省が、分離・分割論をその原因であるとして、分離・分割に反対の立場を取るようになり、NTTの経営形態の見直しに大きな障害となったのは前に見た通りであるが、NTT株価の下落はこれにとどま

らず、大きな社会問題ともなったので、いま少し詳しくその経緯について見ておくことにしよう。

第一次NTT株式放出は、86年10月に入札によって20万株がまず売却され、その入札価格の加重平均を一般売り出し価格として、第一次放出分195万株の残りを売却するという方法を取った。入札申込は86年10月1日～7日にかけて行われ、同月24日には落札結果が発表された。落札結果は240万円～101万円、加重平均は119万7千円であり、これが一般売り出し価格となったわけである。

実際に東京株式市場にNTT株が上場されたのは翌87年2月であったが、人気化し、4月には318万円という高値をつけた。その後88年中頃までは一進一退の動きを見せた後、92年まで一貫して下げ続けたのは上で見た通りである。つまり、上場当初にNTT株を購入した人が今もその株を保有しているとすると、その資産価値は半分から1/3以下になってしまったわけで、89年10月に140万円を付けた頃には、NTTなどに苦情が殺到した。今回は、電気通信審議会（郵政相の諮問機関）が2日に出したNTT分割案を含む中間答申が市場の嫌気の原因と考えられたため、郵政省にも物騒な電話がかかってきたことさえあったという。

さらに90年3月には政府の第1次売り出し価格（119万7千円）を下回り、日本電信電話（NTT）の株価下落による損失は、NTT分割論を打ち出した行政の責任だとして、NTTの株主が国を相手取り損害賠償を求める訴訟を東京地裁におこしたり、「NTT株の放出を永久に中止してほしい」と、大蔵省や郵政省、各政党に請願書を出すものまでであるという事態に至った。

訴訟については、1審、2審とも、「株式投資は自らの判断と責任において行うものであり、株価の下落による損失も当然、自らが甘受すべきだ」という当然の判決で原告敗訴となったわけだが、それはそれとして、彼らが言うように、分離・分割論が本当にNTT株価低迷の原因な

のであろうか。

NTTの1株当たり利益は、およそ1万円～1万5千円で推移している。従って、一般売り出し価格の119万7千円は、株価収益率（PER）でみると100倍前後だったことになり、これは他国に比べPERが高い傾向にあると言われる日本の株式市場においても、非常に高い。ちなみに当時、日本株の平均PERは50倍～60倍と言われていた。300万円という株価にいたっては、200～300倍というPERに当り、異常としかいいようがなく、業績を反映した正常なものでは有り得なかったといわざるを得ない。

実際、第1次放出前のインタビューに答えて、当時の真藤社長は、「額面5万円のNTTは70万円だなんて言うんですがね。大蔵省がやることだからなんとも言えんが、株価全体が高い時期だけに心配ですよ。あとで安くなったとき、文句を言われるのはこっちだからね」（朝日新聞86.08.30、夕刊9頁）と70万円でも高いという感想を述べているし、当時は30万円くらいが適当という見方もあった程である。また、大蔵省は、85年12月の予算編成において、NTTの売却株価を、同社の1株当たり純資産額と同じ21万8000円として株式売却益を4250億円と試算し、これを国債償還のための財源として予算計上していた。

日本経済新聞が機関投資家やNTTファミリー企業に対して行った86年9月下旬のアンケートでは、最多価格帯は70万円台と80万円台であり、上場幹事の野村も「続く放出を円滑に進めるためにも、最初安く、徐々に高くなって欲しい」と述べている。朝日新聞でも（86.10.15、朝刊8頁）NTTの1株あたり純資産（222,200円）、1株あたり利益（9,000円）、1株あたり配当（5,000円）をもとに、国際電信電話や東京電力、日立製作所、日本電気といった類似企業の株価から試算した「比準株価」⁴

⁴ B社の比準株価は、類似会社をA社として、Aの株価×(Bの純資産/Aの純資産+Bの利益/Aの利益+Bの配当)/3という式で計算される。

を計算し、KDD を対象とした比準株価の233万円は別格として、48万円～87万円という数字をはじき出して公表している。

このように機関投資家や、株式投資のプロが冷静な判断を下したのに対し、あまり株式投資に経験のない医者や中小企業オーナー経営者といった個人大口投資家が落札価格高騰の主役になり、その後の急騰を招いたと思われる。

では、これら一般個人投資家は、政府にだまされたと言えるのであろうか。そうとばかりは言い切れない。

政府は、このような株価の乱高下という事態をおそれ、事前に株価を冷やす措置を取っている。例えば、証券会社は86年春から「社員1人が2000人の客を勧誘するのがノルマになっている大手証券会社がある」（朝日新聞86.10.15, 朝刊8頁）と言われるほど白熱した販売合戦開始していたが、この事前勧誘は証券取引法違反の恐れがあるとして、大蔵省証券局は証券会社に「営業姿勢を正せ」と異例の注意を行った。さらに6月27日には日本証券業協会会長名で、全国の証券会社に営業自粛を通達している。この後も、9月5日には自粛の証券局長通達、9月10日には、国の売却だから絶対損しないという記事に対し、大蔵省関東財務局が入札説明会で一般株式同様のリスクがある旨注意、入札申込受け付け最終日（7日）の日本電信電話株式会社株式の売り出しに関する証券会社への説明会では、休業日や午後5時以降の勧誘など過剰な勧誘をしないよう警告、投資家にリスクの存在を徹底するよう指示するなどの処置を、過熱気味の市場に対し取っていた。これに対し、個人投資家側はというと、当時のアンケートを見る限り、かなりの部分が上場後高値売り抜けを目的とする短期売買指向であり、急落の恐れも既に指摘されていたのである[2]。

ここ3年ほどは80～100万円前後で安定した動きを見せているが、この水準は、上場前に機関投資家が評価していた水準にほぼ一致するものであり、ようやくNTT 株価は一時の熱狂か

ら醒め、適当な水準に落ち着いたといえよう。実際、12月初旬に持ち株会社の下での分離・分割が決定した後でも、NTT 株価は落ち着いた動きを見せており、分離・分割が大きな影響を及ぼしてはいない。むしろ、野村総合研究所が2月に、NTT の分離・分割は「NTT 株が市場に再認識される良い機会だ」との報告書を出し、日興リサーチセンターも「分離・分割の場合、短期的にはNTT 株は値上がりする」との報告をまとめるなど、五年前「市場に悪影響が出る」と反対した証券業界も、今回は賛成に転じた程である。AT&T の株価が分離・分割後に値上がり基調にあることに加え、「五年前のNTT 株の値下がり、分離・分割論議のせいではなく、売り出し価格そのものが実態とかけ離れて高く設定されていたせいだ」という反省があるからだといわれている。（朝日新聞95.04.06, 朝刊4頁）

つまり株価急落の真の原因は、上場当初、株価水準が経営の実態を離れ異常に高かったことにあり、現在の水準こそ当初適当と考えられたものなのである。また、この異常な高値は、証券会社の積極的な営業姿勢と一攫千金を夢見た個人投資家の無謀な投資行動の相互作用が引き起こしたバブル現象に過ぎず、やがては破れざるを得ないものだったのであり、このことは当時利用可能だった様々な情報を投資家自身が調べていれば十分予測することができたのである。

5. 結語

これまで見てきたように、それぞれの立場からの発言には傾聴すべき点多かったとは言え、NTT 分割論争には、組織を守ろうとするNTT とその労組である全電通、さらにこれらを取り巻く勢力と、日本の電気通信市場に競争的な構造を根付かせようとする勢力の政治闘争と言う面が抜き難く存在することは否めない。またこの論争には、業界、労働界、政界、官界における日本独自の事情が色濃く投影しており、日本における今後の政策意思決定を考える上で

示唆するところも大きい。

学者や研究者の中にも、この政治的な動きに深く関与したグループがある。3.4.2で検証したように、分割反対論は、一見様々な団体や組織で広く主張され、また支持されたように見えるが、それらの多くは、実態として同一のものだったのである。

また一方、このような議論の実態を指して、「不毛な論議」とする意見もあるが、論議を通して問題の所在が明らかになり、なにはともあれ規制緩和や相互接続が進んだ事も事実である。参入規制などは現在、圧倒的な競争力と独占力を有するNTTに対して残されているだけで、日本は世界でももっとも規制緩和の進んだ電気通信市場を有する国家になったといえよう。その意味で、論争は決して無駄ではなかった。

NTTの分離・分割という、国家的な大論争が一応決着を見た現在、高度情報化社会における日本経済の基幹を担うべき情報通信産業が、世界的な規模で始まりつつある大競争という試練に打ち勝つための真の競争力を身につける事を願いつつ筆をおくことにする。

参考文献

- [1] 「テレコム・エコノミクス：競争と規制のメカニズムを探る」南部鶴彦著，日本経済新聞社，1986.
- [2] 「NTT 上場：知られざる世界最大企業の素顔」日本経済新聞社編，日本経済新聞社，1986.
- [3] 「ベル・システムの崩壊」P・テミン著，文真堂，1989.
- [4] 「日本の電気通信：競争と規制の経済学」奥野正寛，鈴木興太郎，南部鶴彦編，日本経済新聞社，1993.
- [5] 「平成8年版 通信白書」郵政省，1996.
- [6] 「『情報通信後進国』からの脱出宣言」鈴木興太郎，南部鶴彦，公文俊平，西和彦，中央公論12月号，1995.
- [7] 「『情報通信後進国』からの脱出宣言 その②」國領二郎，南部鶴彦，吉村伸，中央公論4月号，1996.
- [8] 「日本電信電話株式会社の在り方について」電気通信審議会，1996.
- [9] 朝日新聞，1985-1996.

資料1

<http://www.mpt.go.jp/policyreports/>

[ntt-bunkatu.html](http://www.mpt.go.jp/policyreports/ntt-bunkatu.html)

NTTの再編成についての方針

平成八年十二月六日

郵 政 省

郵政省は、本年三月二十九日の閣議決定（「規制緩和推進計画の改定について」）に基づき、NTTの在り方について検討を進めてきたところであるが、この度、左記の通りNTTを再編成する方針を定めた。

郵政省としては、本方針によって必要な調整を進め、次期通常国会に所要の法律案を提出する予定である。

記

- 一 日本電信電話株式会社（以下NTTと呼ぶ）を純粋持株会社の下に、長距離通信会社と二の地域通信会社に再編成する。
- 二 長距離通信会社は、基本的に県を超える通信を扱う、民間会社とし、新たに国際通信にも進出しようものとする。
- 三 地域通信各社は、基本的に県内に終始する通信を扱う、特殊会社とし、当該エリアにおける電話をあまねく確保する責務を負う。
地域通信各社の営業エリアは、東日本（北海道，東北，関東，東京，信越），西日本（東海，北陸，関西，中国，四国，九州，沖縄）とする。
- 四 持株会社は、地域通信各社の株式の全てを保有するとともに、基盤的な研究開発を推進する特殊会社とする。
また、持株会社は、長距離通信会社の株式の全てを保有するものとする。
- 五 研究開発のうち、基盤的研究開発については、持株会社に一元的に行わせるとともに、事業に密着した応用的研究開発は、長距離通信会社，地域通信会社において行わせる。
- 六 NTTは、国際通信進出を視野に置き、海

外における通信事業への参入及び出資、並びに多国籍企業等のグローバルな情報流通ニーズへの対応などに積極的に取り組むものとする。

七 公正有効競争を担保するための条件を、長距離通信会社と地域通信会社との間に確保する。

八 郵政省は、再編成の実施のために、独占禁止法、商法等の関係法令、及び、譲渡益課税、連結納税等の税制上の特例措置について、政府内の調整を進める。

九 郵政省は、その他、再編成に関連して、必要な事項について、関係者の意見を聴取しつつ、所要の調整を進め、次期通常国会に所要の法律案を提出するものとする。

資料 2

<http://www.kantei.go.jp/jp/kaikaku.html>

規制緩和の推進に関する意見

「光り輝く国をめざして」(抜粋)

平成 7 年 12 月 14 日

行政改革委員会

II. 分野別の規制緩和

2 情報・通信

現在の状況を見ると、昭和60年の通信自由化以来、新事業者(NCC)の市場参入が進み、特に、長距離分野等では競争が促進され、料金低下により利用者にメリットが還元された。しかし、今後一層、この分野の活性化を促進させるためには、参入や料金設定等、第一種電気通信事業者への規制が厳しく、事業者の自由な活動が制約されていると考える。また、その一方で、地域網では、日本電信電話株式会社(以下「NTT」という。)のボトルネック独占が続いているとともに、競争相手がその独占的地域網に依存せざるを得ない特異な市場構造にあるため、規制緩和を行うためには、NTTを競争体にする必要があると考え

る。

したがって、将来のあるべき姿と現状を勘案すると、情報通信分野の活性化のためには、「公的規制の緩和」と「実態として独占体であるNTTにかかわる問題」両者の解決が必要である。

(1) 電気通信事業の規制緩和

ウ 業務区分

申請書の様式には、「郵政省令で定める区分による役務の種類及びその態様、業務区域」(電気通信事業法第9条)を記載することとされており、その態様の区分として国内通信・国際通信の別等を記載するが、これにより業務区分の規制が行われているものではなく、例えば、長距離事業者による地域や国際といった他の業務への進出を妨げるものではないことを明確にすべきである。

ク 接続規制

「規制緩和推進計画」に沿って、事業者間相互接続の一層の促進を図るべきである。

また、市場における公正有効競争を確実なものとするために、接続ルールの明確化、ルールが遵守されているかどうかの監視とその実効性の確保、接続料金の公表等、接続問題を透明公正に判断、調整できる機能の確立について検討すべきである。

シ 非対称規制

上述のアーサの規制緩和のNTTへの適用については、当面、非対称規制が残る部分があることはやむを得ないが、競争の進展状況に応じ、順次緩和し、最終的には廃止すべきである。

(2) NTTの在り方

規制緩和は、それによって公正有効競争を促進することを目的とするが、我が国の通信市場では、地域網を独占するNTTの在り方を抜きに規制緩和を考えることはできない。NTTの構造問題の解決に関しては、分離分割を含め、多様な方法が議論されている。独占企業体のNTTを、真の競争原理が働く

ような形態にすることが望ましいと考える。
この場合、その分割の方法等については、電気通信審議会等において、幅広く、透明性をもって、今後十分な議論が行われることが必要である。

(5) 社会・行政の情報化

書類の電子データによる保存、申告・申請手続の電子化・ペーパーレス化については、高度情報通信社会推進本部の制度見直し作業部会等において検討されており、その結果を得次第、これを踏まえ、政府として所要の規制緩和措置を実施することとなっている。その積極的取組みと早期実施を求める。

また、情報技術の進展等を踏まえたマルチメディア活用による遠隔診断その他の社会・行政の情報化の推進についても、積極的に取り組むべきである。

資料 3

<http://www.mpt.go.jp/policyreports/japanese/telecouncil/ntt/Council-NTT-j.html>

電気通信審議会

NTTの在り方についての特別部会

日本電信電話株式会社の在り方について

—情報通信産業のダイナミズムの

創出に向けて—

答申(抜粋)

第1章 検討の視点

3 競争促進の意義

(3) 競争促進政策の形態

(ウ) 独占的事業者に対する行為規制については、行政が、独占的事業者のネットワークのコストや社内取引がどのように行われているかを把握することに困難が伴うこと(いわゆる情報の非対称性)から、多大な時間とコストを要する可能性がある。

(エ) 例えば、日本電信電話株式会社

(NTT)と長距離系の新第一種電気通信事業者(NCC)との間の関係を見ても、

(a) NTTが独占的な地域通信部門と競争的な長距離通信部門を一体的に経営していることから、競争事業者である長距離系NCCに対し公正な条件で接続を行うインセンティブが働かず、接続協議が難航、長期化するケースが生じている。

(b) 現在の構造下では、長距離と地域間の内部相互補助、情報の流用などの可能性が常に存在するほか、NCCからはNTT社内の長距離・地域一体営業の問題が指摘されている。

(オ) こうした問題について、行政が行為規制のみで解決を図ろうとしても、内部相互補助や情報流用を抜本的に解消することは困難である。

(カ) これに対し、構造的措置により、独占的部門と競争的部門が分離される場合は、

(a) 独占部門側に接続する事業者を差別する理由がなくなることから、公平な条件での接続が行われることが期待される。

(b) また、当然のことながら、内部相互補助や情報流用の問題は、抜本的に改善される。

(キ) 独占的部門が地域ごとに再編成される場合は、…

(b) 再編成された会社が相互の市場に参入し、直接競争が行われることになれば、独占的部門に一層のコスト低下のインセンティブが生じる。

(c) また、再編成された会社は、インフラ建設、新サービスの導入、顧客対応などの新機軸をめぐって相互に経営を競うことになり、ダイナミックな比較競争へのインセンティブが生じる。

(ク) 以上のように、我が国では、これまで、

独占的事業者である NTT に対し非構造的措置による対応を図ってきたところであるが、接続問題等において、その限界が示されており、真の意味での競争を実現する観点から、構造的措置を非構造的措置と併せ実施することを検討する必要がある。

第2章 我が国の情報通信市場の現状と課題

3 「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置」の結果の評価

(1) 「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置」(いわゆる「政府措置」)の推進

(ア) いわゆる「政府措置」は、平成2年3月の電気通信審議会答申において、

(a) 長距離通信業務の分離、

(b) 地域通信会社は当面1社とし、引き続き検討課題

として提示された構造的措置が実施に至らず、平成7年度に検討されることになったことに伴い、代替的な非構造的措置として推進が決定されたものである。

その内容は、「公正有効競争の促進」及び「NTTの経営の向上等」の措置18項目から成っている。

(イ) それ以降これまでの間、郵政省及びNTTは、これらの措置の推進、実現に努力してきたが、構造的措置を伴わないものであったことから、以下で見るように成果を挙げたものもあるが、総合的に見れば実現が不十分な点が多い。

(2) 公正有効競争の促進

(エ) 内部相互補助の防止

平成4年2月、事業部収支分計の基準等を郵政省が決定し、各事業部間の社内取引の基準が明確化されるとともに、長距離系NCCがNTTとの間において行っている取引については、これと同一の条件により長距離通信事業部と地域通信事業部の間において社内取引を行うもの

とされた。

なお、前述したとおり、社内取引が長距離系NCCとの間における取引と同一の取引となっていないことが指摘されているなど公正有効競争上問題が生じている。

(オ) 情報流用の防止

NTTにおいて、情報流用の防止のための社内体制の整備、情報利用の適正化に関する社内規程の整備等の措置が講じられたが、前述したとおり、地域通信部門の業務を通じて、個人情報をも目的外に利用する事例が相次いで発生し、また、加入者情報の管理が徹底していないとの指摘も行われている。

(ク) 移動体通信業務

平成4年7月、NTTから移動体通信業務を分離し、新会社NTT移動通信網(株)が営業を開始するとともに、平成5年7月、9社に地域分割された。

NTTからの分離により、内部相互補助、情報流用などの公正有効競争上の問題が改善された。また、地域分割により、地域ごとに参入している移動系NCCとNTT移動通信網各社が同等の立場で競争を行う基盤が整備された。

このような公正有効競争条件の整備等により、地域分割された平成5年7月以降、保証金(10万円)廃止、新規加入料で約87%、基本料で約43%、通話料で約12%の大幅な料金値下げが行われ、移動体通信市場は急速に成長している。

(3) NTTの経営の向上等

ア 合理化の推進

(エ) NTTが、平成5年に新たな合理化計画を策定するなどにより、民営化当時の31万人を平成6年度末には20万人以下の体制にするなど要員数の削減に努めてきたことは成果として評価できる。

しかし、他方で、

(a) 在籍出向者が約3万人存在し、在籍出向者に対する給与の源泉は、NTT本体から子会社への作業委託費に計上されている。

(b) それを反映してNTTの総費用に占める人件費と作業委託費の合計の比率は、民营化以降年々上昇し、平成5年度には47.9% (民营化時41.8%) に達している。

(4) 規制の在り方

イ なお、この規制の在り方については、例えば、次のような指摘がある。

(イ) NTTは国内通信、KDDは国際通信という区分は、…相互参入の促進を通じた情報通信分野の一層の活性化を図るためには、見直しが必要となってきた。

さらに言えば、NTTの国際通信への進出については構造的な措置が前提になるとしても、ボトルネック設備を有しないKDDについては国内通信業務への参入を早期に認めるべきである。

第4章 NTTの在り方

3 再編成の具体像

3-1 NTTの経営形態の在り方

NTTの経営形態については、次のような措置を講じることが必要である。

[NTTの再編成]

(ア) 現行NTTを長距離通信会社と2社の地域通信会社に再編成する。

[長距離通信会社]

(イ) 長距離通信会社は、早期に完全民营化を図る。

(ウ) 長距離通信会社には、国際通信、CATV、コンテンツなどの新規事業への参入を可能とするとともに、地域通信分野への参入も認める。

さらに、長距離通信会社は、現在のNTTデータ通信(株)、NTT移動通信網(株)、NTTパーソナル通信網各社の株式を継承する。

[地域通信会社]

(エ) 地域通信会社は、既存営業エリア内における電話のあまねくサービスを確保するため、特殊会社とするが、地域通信市場における競争の進展状況に応じて、最終的には完全民营化を目指す。

(オ) 地域通信会社には地域間の相互参入を認め、既存営業エリア外での電話、CATV、コンテンツその他の業務への参入を可能とする。

(カ) 地域通信会社の既存営業エリア内の事業拡大については、独占力が行使されるおそれがあるため、当面、長距離通信(エリア内、エリア発信)、国際通信、CATV、コンテンツ等への参入は制限される。

[株主、債権者の権利確保]

(キ) 以上の措置は、株主、債権者の権利確保に十分配慮しつつ行う。

[再編成の実施時期]

(ク) 再編成の時期は、平成10年度中を目途とする。

3-5 再編成の実施時期

NTTの再編成は、基幹的デジタルネットワークの完成、これに伴う再編成コストの極小化の実現を踏まえると、平成9年度末のデジタル化完了の後、速やかに実施することが望ましい。

したがって、再編成の時期は平成10年度中(1998年度中)を目処とすべきである。

3-9 再編成コスト

(7) なお、再編成コストが基本的には一時的に発生するコストであるのに対し、再編成によるメリットは継続的に発生が期待できるものであることも評価の上で十分しんしゃくすべきである。

[附記]

第4章のNTTの再編成に関する提言については一部の委員から、

(1) 「国際的市場開放の流れの中で、世界は今

や大競争の時代になっており、情報通信分野でも今後国内の市場での競争は勿論、海外への進出が重要な課題となりつつあるような状況下で、企業の競争力、特に海外進出、研究開発等を弱める分割は好ましくない、また、答申の分割でも長距離分野は既にNCCと競合状態にあり、2地域NTTにしても従来同様独占状態に変わりはなく余り分割によるメリットは期待できない」

(2) 「NTTの再編成は地域の競争の可能性を見極めた上で行う必要がある」

(3) 「(ア) 国際競争力の維持・強化に不可欠な研究開発力の低下につながるので、情報通信に関する科学技術の発展に大きなダメージを与える (イ) 現在のNTT収支を前提に考えた場合、東京圏を除く地域会社で赤字となることが当然予想され、その場合料金・サービス面で地域間格差を生ずることが明らかで、悪結果をもたらす (ウ) 再編成した会社の株式配分方法や上場審査基準の面から、現在のNTT株主の権利が侵害される (エ) 公正有効競争条件の確保についてはこの答申案以外の方法でも可能であるが、そのための検討が行われていないのは問題である以上のことから、この答申案によるNTTの再編成については反対である (説明別紙)」

旨の反対意見があった。

これらの意見で指摘されている事項については、例えば、公正有効競争条件の確保については非構造的措置のみでは限界があること等、いずれも十分な検討がなされたうえで提言が行われているものである。

以上附記する。

資料 4

関係審議会、委員会の構成員
(分割推進を主張する委員会)

政改革委員会規制緩和委員会 (95年度)

小委員長

竹中 一男 財団法人国民経済研究協会顧問

座 長

実方 謙二 北海道大学法学部教授

委 員

田中 直毅 経済評論家

伊藤 元重 東京大学経済学部教授

岩田規久男 上智大学経済学部教授

エマニュエル・プラット

LVMH モエヘネシー・

ルイビトン・ジャポン社長

大田 弘子 大阪大学経済学部客員助教授

坂本 春生 西友専務取締役

鈴木 良男 旭リサーチセンター社長

中西 真彦 ベンガル社長

野口 也 連合総合政策局長

堀内 昭義 東京大学経済学部教授

牧野昭次郎

ポリファイブロン・

テクノロジーズ・インク副会長

グレース・ジャパン相談役

宮内 義彦 オリックス社長

三輪 芳朗 東京大学経済学部教授

吉永みち子 作家

電気通信審議会「NTTの在り方についての特別部会」

部会長

伊東 光晴 京都大学名誉教授

新井 明 日本経済新聞社会長

岩山 保雄 連合副会長

加藤 真代 主婦連常任委員

後藤 守正

フィリップス・メディカル・システムズ社長

酒巻 英雄 野村證券社長

椎名 武雄 日本IBM会長

園山 重道 財団法人移動無線センター会長

月尾 嘉男 東京大学工学部教授

林 敏彦 大阪大学大学院国際公共政策研究

科教授

藤井 義弘 日立造船会長
 舟田 正之 立教大学法学部教授
 三富 啓亘 日本 AT&T 情報システム相談役
 宮崎 勇 大和総研理事長
 臨時委員
 齋藤 忠夫 東京大学工学部教授

(分割に反対ないし消極的な委員会)

公正取引委員会情報通信分野競争政策研究会
 座長

実方 謙二 北海道大学法学部教授
 会員 岸井 大太郎 法政大学法学部教授
 日下 公人 社団法人ソフト化経済センター理
 事長
 古城 誠 上智大学法学部教授
 酒井 善則 東京工業大学工学部教授
 鈴木興太郎 一橋大学経済研究所教授
 永井 進 法政大学経済学部教授
 南部 鶴彦 学習院大学経済学部教授
 根岸 哲 神戸大学法学部教授

経済審議会行動計画委員会高度情報通信ワーキ
 ング・グループ

座長

南部 鶴彦 学習院大学経済学部教授
 佐藤 治正 甲南大学経済学部教授
 古城 誠 上智大学法学部教授

資料 5

朝日新聞に見るNTTの分離・分割に対する論
 調

分割賛成派、反対派の色分けからは、ジャー
 ナリズムも逃れられない。立場を鮮明にしてい
 る新聞もあるといわれる一方、今回拙稿をまと
 めるに当たって参考にした朝日新聞は、下に見
 るように両派の意見が社説として掲載されてお

り、割合バランスが取れたものと言える反面新
 聞としての主張は曖昧なものになっている。た
 だし、経済部の齋藤智子氏が分離・分割に肯制
 的であるのに対し、原淳二郎編集委員や経済部
 の岡田健治郎は、分離・分割に消極的な立場に
 立っているというように、記者、書き手によっ
 て、立場は明確に分かれている。

分割に積極的な記事

88.01.13 朝刊 5頁 社説・声
 ……米国では、分割されたあと遠距離通話
 サービスに專業化した ATT 社と新規参入業
 者は毎年料金を下げ、激しい値引き合戦を繰
 り広げている。

利用者にとって料金が安いにこしたことは
 ないが、いまただちに米国と同じような激戦
 になっては、参入組に勝ちみはない。それで
 は NTT の事実上の独占が続いてしまうので、
 当面は新電電がみずから体質を強化して
 NTT と競争できるように成長することが課
 題である。郵政省もまた電気通信事業の正常
 な競争市場を育てるのに手を貸してほしい。
 ……

89.05.09 朝刊 5頁 社説・声
 ……対等な競争をめざすには、新規参入者
 に NTT に関する情報の提供を義務づけるな
 どの行政介入も必要になってこよう。そもそ
 も NTT 民営化のねらいは介入の撤廃だが、
 それでは競争も育たない。

NTT は人員削減には手をつけたがらなか
 った。郵政省は NTT に対し、一方で分割を
 かざしながら、他方で合理化を迫っていくこ
 とが必要だ。それが、行政当局に最も求めら
 れている介入ではないだろうか。

90.03.04 朝刊 5頁 社説・声
 日本電信電話 (NTT) の再編成について、
 電気通信審議会 (郵政相の諮問機関) は
 NTT を市内通信会社と長距離通信会社の 2
 社に分けよと答申した。

さまざまな再編成構想の中で、もっとも微
 温的な分割案だというのが、われわれの実感

である。労使の反発とはうらはらに NTT の経営にはほとんど痛手にならず、実質的には子会社を設けるようなものだ。……

大切な論点は、市内通信会社の独占の弊害を効果的に監視し除去する手段があるのかどうか、もしないとすれば市内会社をさらに分割することは考えられないか、ということだ。……

90.03.30 夕刊 5頁

……株価が下がるからという理由で論議を避けるわけにはいかない。

95.01.06 朝刊 5頁 オピニオン

……電電公社の分割が先送りされた後も、NTT の回線網は競争者に開放されねばならない旨の方針が繰り返し確認されている。さまざまな理由をあげて接続要求を断り続ける NTT の姿勢は、自由化の精神に反し、独占の発想と体質をいまだに温存しているものと批判されてもしかたがない。

95.04.06 朝刊 4頁 オピニオン

……(地域会社の分割で)企業が複数の地域電話会社と提携できるため、マルチメディア分野では新しいさまざまな試み可以实现することも確かだ。

……公衆電話料金の値上げの効果と、今年二月の基本料金引き上げとで、九五年度は約三千億円の経常利益が出るといわれる。ある意味で、NTT にとって分離・分割の土俵が整ったといえなくもない。

95.04.08 朝刊 5頁 オピニオン

……予定に従って九〇年に電通審は、NTT の長距離通信部門などの分離と、地域分割の検討を答申した。ところが分離・分割に抵抗する NTT に、労組や与党の自民党が加わり、政府が大量に保有する NTT 株の値下がりをおそれた大蔵省も反対に回って、問題は五年後の今年度に先送りされた。こんなことを繰り返してはならない。……

95.10.13 朝刊 11頁

学識経験者を中心にした「情報通信政策研

究会」(世話人・公文俊平国際大学教授)が……「行政指導や規制を撤廃すれば競争が進む」として、郵政省主導による分離分割論議を批判している。……

現実には電話市場の九五%を NTT が独占し、分離分割問題が先送りされてきたこの数年、新規参入企業との間で、回線の相互接続や新サービス導入をめぐるトラブルが繰り返されてきた。それを考えると、経営形態に手をつけなくても独占の弊害が解消されると言い切れるのか。疑問は残る。……(斎藤智子)

95.10.26 朝刊 12頁

……現在 NTT が電話市場に占めるシェアは約九三%。分割当時の AT&T (推定約八〇%) より高い。

AT&T の分割と米国の独禁法に詳しい弁護士長の長谷川俊明氏は「……海外と比べ、日本の電話料金が高止まりして消費者が不利益を被っているのに、これだけのシェアの私企業を独禁法上問題がないと言って良いものか」と疑問を投げかけている。

96.01.24 朝刊 5頁 オピニオン

……かつて分離・分割の主唱者だった経団連は今回、産業界の総意をまとめきれなかった。背景には、NTT の大口取引業界の強い反対があったといわれる。

政治の風向きは、現状維持に傾きつつあるようだ。NTT の労組である全電通を強力な支持基盤とする社会民主党はもとより、橋本龍太郎首相を出した自民党も、総選挙が視野にはいつてきた現在、荒療治を加えることには消極的といわれる。

綿密な検討や論議がないまま、分離・分割反対の流れが強まっているのだ。その背後に、従業員数十九万人、資産総額十兆円で日本一、全国の市内回線網をほぼ独占し、日本の情報産業の総収益の八〇%近くを占める巨大企業の「支配力」が働いていないだろうか。そうだとすれば、不幸なことだ。この問題は、政

治の思惑や個別産業の利害の思惑を離れて、公正に論議すべきである。

96.03.01 朝刊 11頁

NTTの分離分割を柱とする電気通信審議会の答申が二十九日、郵政相に提出された。だが分割推進を明示するはずが、提出前夜の調整で急きょ、反対意見が付記され、与党内では結論先送りがささやかれている。……分離分割を見送るムードが強まる中で決着が先送りされれば、日本の通信改革は再び「空転」しかねない。(斎藤智子、岡田健治郎)

96.03.02 朝刊 5頁 オピニオン

……とくに、待ったなしで進めなければならないのは、NTTから長距離事業を分離させることと、通信市場の規制を緩和して新規事業者の参入を促すことである。

96.03.03 朝刊 4頁 オピニオン

各界を巻き込んで続いていたNTT論議に、電気通信審議会が「分離分割すべきだ」との答申を出した。……臨調の分離分割答申が政治決着で見送られて以来、民営化し、自らのビジョンを掲げるNTTに、何を今さらという声も大きい。だが、一步離れて純粋に競争政策の立場から見ると、「分離分割」は有効な手段ではないかと考える。……(斎藤智子 経済部)

96.03.24 朝刊 5頁 オピニオン

……NTTの分離分割は、郵政相の諮問機関である電気通信審議会が先月末に出した答申に盛り込まれた。答申案は、通信市場への参入規制の緩和を含め、この分野の活性化をはかるうえで妥当なものだ。

情報通信の先進国である米国に日本が追いつくには一刻の猶予もない。それなのに、分離分割の方向性すら出せない政府は、感度が鈍すぎる。……

96.12.07 朝刊 5頁 オピニオン

(持ち株会社方式による) 今回の再編案は、巨大会社として日本の電気通信の世界に君臨してきたNTTに競争原理を導入するという

基本理念からは、かけ離れている。

分離・分割の利点は、長距離といくつかの地域会社に分け、それぞれが切磋琢磨(せっさたくま)することだ。料金の引き下げや技術の開発などで利用者に利益をもたらし、各社の実力を高めるのがねらいである。……情報産業には、これからの経済や雇用を支える大きな役割が期待されている。だからこそ、NTTの分離・分割を目先の妥協で幕引きにしてはならない。

分割に消極的な記事

90.02.07 朝刊 4頁 解説

……もし仮に分割という荒療治を何らかの形で打ち出すとしたら、利用者にとって、どのくらい料金が安くなり、どんな新しいサービスがうけられるようになるのか。逆に料金の地域格差や市内料金の値上げにつながりはしないか。総合デジタル通信網(ISDN)という、次世代の通信網の構築に、分割が障害になりはしないか。株主にとっての影響は、目に見える将来の見取り図が示されない限り、答申は絵にかいたモチにすぎない、といえる。

95.04.15 朝刊 4頁 オピニオン

電気通信審議会がこれから一年かけてNTTのあり方を審議する。これまで同審議会には国民には分からない不透明な部分が多かった。審議会のあり方を見直すと同時に、審議内容を公開し、広く議論を呼び起こす必要がある。

(編集委員・原淳二郎)

……審議会の行司役である会長の人選にも問題はある。五年前の審議会会長はトヨタ自動車の豊田英二会長だった。トヨタは新電電の日本高速通信の大株主である。現在の会長は東京電力の那須翔会長で、東電は地域系新電電、東京通信ネットワークの大株主である。……NTTのあり方を見直す前に、審議のあり方を見直す必要があるのではないか。審議会の運営を中立な第三者にまかせるのも

ひとつの方法だが、それが無理なら論議を公開、透明にし、広く国民から意見を聞いて議論を尽くす以外、妥当な結論に至る道はない

95.10.12 朝刊 5頁 オピニオン
 ……ところが、問題の行司役であるはずの郵政省は、先月来、矢つぎばやにNTTの分離・分割を促す方向をにじませた報告書を公表し、それを審議会の議論のたたき台にしようとしている。……将来像のわからぬ革命下にあるこの産業分野については、起業家精神や技術革新の前に、あらゆる可能性を留保しておかねばならない。そのため、まず事業分野や需給調整など、現在の情報通信をがんじがらめにしている規制を撤廃すべきである。

95.12.26 朝刊 20頁

◆分離分割、市民の声いかせ 原淳二郎編集委員

NTT 分離分割問題に消費者は冷めている。いままでのところNTTの分離分割にはっきりとした態度表明をした消費者団体はない。……

地方には地方の不安がある。国鉄の分割民営化でローカル線は軒並み値上げされた経験から、NTTが分割されたら地方や過疎地の電話料金は値上げされるのではないか。大都会と過疎地の格差は広がるのでは、といった不安はぬぐいきれない。阪神大震災以後は、ライフラインとしての電話に対する信頼性をどう確保してくれるのか、といった声も聞かれる。

ユーザーサービスをどう充実させるかは、業界の公正有効な競争条件を整備するだけでは済まない問題も含んでいるのである。

96.02.16 朝刊 4頁 オピニオン
 ……お手本にした米国が、長距離と地域通信の再統合に切り替えたというのに、いまだにNTTの分離・分割論議に精力を費やしている。議論の根拠になるのは一九八二年の臨調答申だが、市場の活力を生かすという精神は別にして、その方法論については、大胆に

いえば「古証文」のようなものだ。

日本の情報通信は、「自由化」と同時に郵政省の強力な規制行政にさらされてきた。いまごろ地域通信のネットワーク開放を始めたNTTにも問題はあるが、まずは規制緩和と、新時代にふさわしい情報産業を構想する議論が、いま求められている。

(科学部次長)

96.02.17 朝刊 13頁

3経 写図有 (全1927字)

……合意ができない理由は、郵政省、審議会とも、経営形態論議ばかりを急ぎ過ぎたからだ。「接続の基本的ルール」づくりも答申には盛り込まれるが、だれがどういう基準で作るのか不透明だ。分離分割を論ずる前に、公正な競争を確保するルールづくりとそれを守る方法をまず決めるのが順序というものだ。(編集委員・原淳二郎)

96.03.07 朝刊 12頁

……答申は、規制行政だけでは競争促進の効果は上がらなかったとして、分離分割を同時に実施することを求めている。だが、日本の電気通信サービスが海外に後れをとった原因は、NTTの独占体質だけでなく、不透明で裁量過多の通信行政にもある。NTT問題の決着にあたっては、分離分割の是非論だけでなく、過去の通信行政への厳しい反省が必要だろう。……

分割先送りなどといわず、毎年分割論議を繰り返した方が、はるかに利用者や国民のためになる。(編集委員・原淳二郎)

96.04.23 朝刊 4頁 オピニオン

競争会社がたくさんあっても、より安くて品質のいい電話サービスが実現できるとは限らない。……

互いに通信網をつなぐ時、料金も含めてどういう条件でつなぐのが公平か、という問題は、NTTの分離分割と関係はない。……

規制緩和は、NTTの分離分割とセットで考えるのではなく、できるところからすぐ実

行に移し、不要な規制は差し控えるくらいの措置をとるべきだ。でないと、日本の電気通信はますます世界から立ち遅れてしまうだろう。(原淳二郎・編集委員)

96.12.03 朝刊 4頁 オピニオン
(経済部・岡田健治郎)

……NTTの売上高は六兆円を超え、通信業界で世界一だが、分離後の長距離会社はその六分の一に落ちる。これでは、ただでさえ出遅れている国際競争で通用するのだろうか疑問だ。……

現状を維持したときのマイナスの一つは、地域通信の無競争状態が続いてしまうことだ。ただし、郵政省の主張だった「東西の地域会社への分割」だけでは、競争のない「地域独占」に変わりがない。……

96.12.07 朝刊 2頁
……経営形態問題は決着しても、大競争時代に活力ある企業が生き残れる環境が整ったとは言えない。少なくとも過去五年間、行政は「規制緩和はNTTの経営形態とセットで」と言い続け、競争条件の整備を後回しにしてきた。国内に健全な競争市場がない国は、外国から締め出される時代だという認識もある。(編集委員)

分割先送りを示唆する記事

89.10.04 朝刊 5頁 社説・声
……この分割の実現には政治的にも流動的な面が多い。中間答申で確定的ないい回しを避けた、行政のメンツだけを重視する態度はもちろん弊害がある。しかし他方からみると、事態が流動的な時期だけに、確定的な結論を避けることの利点もありうるだろう。

検討した結果、NTTの分割にふさわしい情勢が生じた場合には、NTTを分割したり、ある期間凍結したあと分割する選択は、国民の支持を十分得られるはずだ。

90.04.03 朝刊 5頁 社説・声
……先送りの意図はともかく、5年凍結の措置は一応妥当だと思う。分割の是非を振り出しに戻って考え、分割の方式などについて論議を深めるよい機会だからだ。……

大局的な立場から幅広く再検討するため、中立的な学識経験者を中心に、電通審に代わる新しい審議機関を設けて、さっそく論議を始めるよう提案したい。

96.01.24 朝刊 5頁 オピニオン
……利害の入り組む制度は一度決まると容易に変えられるものではない。将来に禍根を残さぬことが、いま一番大切である。場合によっては、結論をしばらく先送りして冷静に議論を深めるのもよいではないか。

[おおつか えいさく 横浜国立大学経営学部助教授]